

短答式試験問題集
〔民法・商法・民事訴訟法〕

短答式試験問題【民法】

〔第1問〕（配点：2）

意思表示に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 1〕）

- ア. 被保佐人が、保佐人の同意を得て、自己の不動産につき第三者との間で売買契約を締結したときは、被保佐人が売買契約の要素について錯誤に陥っており、かつ、そのことについて重大な過失がない場合でも、その契約の無効を主張することができない。
- イ. 被保佐人は、保証契約を締結する前にその行為をすることについて保佐人の同意を得たときは、自己の判断でその保証契約の締結を取りやめることはできない。
- ウ. Aが隔地者Bに対し契約申込みの通知を発した後、Aが行為能力を喪失した場合、Bがその事実を知っていたとしても、当該契約申込みの効力は生じる。
- エ. 連帯債務者の一人であるAが代物弁済をした後、その代物弁済を詐欺を理由として取り消した場合、他の連帯債務者は、Aの代物弁済が詐欺によるものであることを知らなかったときであっても、債権者に対し、代物弁済による債務の消滅を主張することはできない。
- オ. 代理人が相手方と通謀して売買契約の締結を仮装した場合、相手方は、本人がその通謀虚偽表示を知っていたか否かにかかわらず、当該売買契約の無効を主張することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第2問〕（配点：2）

代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものを選びなさい。（解答欄は、〔No. 2〕）

- ア. Aの代理人として土地を購入する権限を与えられたBが、Cから甲土地を売却する権限を与えられてCの代理人にもなり、A及びCを代理してAC間の甲土地の売買契約を締結した場合、Bが双方代理であることをA及びCの双方にあらかじめ通知したときは、AC間に売買契約の効力が生ずる。
- イ. 任意代理人が相手方と売買契約を締結した後、その代理人が制限行為能力者であったことが判明した場合であっても、本人は当該売買契約を行為能力の制限によって取り消すことができない。
- ウ. 成年後見人は、やむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。
- エ. 本人が無権代理人に対して無権代理行為を追認した場合でも、相手方はその事実を知らなければ取消権を行使することができる。
- オ. 子が父から何らの代理権も与えられていないのに、父の代理人として相手方に対し父所有の不動産を売却した場合、相手方において、子に売買契約を締結する代理権があると信じ、そのように信じたことに正当な理由があるときは、表見代理が成立する。

〔第3問〕（配点：2）

時効に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし、正しいものを選びなさい。
（解答欄は、[No. 3]）

1. 他人が所有する土地を自己所有の土地として第三者に賃貸した者は、その第三者が20年間その土地を占有したとしても、取得時効によりその土地の所有権を取得することはできない。
2. 建物の敷地所有権の帰属につき争いがある場合において、その敷地上の建物の賃借人は、建物の賃貸人が敷地所有権を時効取得しなければ建物賃借権を失うときは、建物の賃貸人による敷地所有権の取得時効を援用することができる。
3. 時効期間が経過する前に、債務者が第三者に債権を譲渡し、債務者がその債権の譲渡について債権の譲受人に対し承諾をした場合、その債権の消滅時効は中断する。
4. 相続財産に関しては、相続財産管理人が選任された場合でも、相続人が確定するまでの間は、時効は完成しない。
5. 時効期間が経過する前に、被保佐人である債務者が保佐人の同意を得ることなくその債務を承認した場合、その債権の消滅時効は中断しない。

〔第4問〕（配点：2）

物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 4]）

- ア. Aがその所有する甲土地をBに賃貸し、Bが甲土地を自動車の駐車場として利用していたところ、甲土地の賃借権の登記がされない間に、AがCに対し甲土地を売却した場合において、CがAからの甲土地の所有権移転登記を経由していないときは、Bは、Cからの甲土地の明渡請求を拒むことができる。
- イ. 相続人がなく特別縁故者に対する分与もなされなかった相続財産のうち、不動産の所有権は、国庫に帰属するが、動産の所有権は、相続開始後に所有の意思をもって占有を始めた者に直ちに帰属する。
- ウ. 所有権に基づく物権的請求権は、所有権から派生する権利であるから、所有権と独立に物権的請求権のみを譲渡することはできないが、所有権とは別に消滅時効にかかる場合がある。
- エ. 所有者を異にし、主従の区別のある2個の動産が付合した場合、従たる動産の所有者は、その付合の時における価額の割合に応じてその合成物の共有持分を取得する。
- オ. Aがその所有する不動産をBに譲渡し、その後AがCに同一不動産について地上権を設定した上でそれに基づいて引渡しをした場合において、Bへの所有権移転の登記もCの地上権

設定の登記もないときは、Bは、Cに対して所有権に基づいて当該不動産の引渡しを請求することができない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

〔第5問〕（配点：2）

複数の者が共同で権利を有する場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 5]）

- ア. 共有者2人のうち1人が他の共有者のために共有者の管理費用を立て替えた場合において、立替金返還債務を負っている共有者が第三者に共有持分を譲渡したときは、立替金返還債権を有している共有者は、その第三者に対し、立替費用の支払いを求めることができる。
- イ. 入会団体の構成員が採枝・採草の収益を行う権能を有する入会地がある場合において、その入会地にA名義の不実の地上権設定登記があるときは、その入会団体の構成員であるBは、Aに対し、入会地におけるBの使用収益権に基づき、当該地上権設定登記の抹消登記手続を求めることができる。
- ウ. ABが各2分の1の持分で甲土地を共有している場合に、Bは、AB間の協議に基づかずにAの承認を受けて甲土地を占有するCに対し、単独で甲土地の明渡しを求めすることはできない。
- エ. AとBが各2分の1の割合で共有する甲土地につき、Aは、甲土地の不法占拠者に対し単独で不法行為に基づく損害賠償を請求することができるが、Aの請求することのできる損害賠償の額は、Aの持分割合に相当する額に限られる。
- オ. A、B及びCの3名が各3分の1の割合による持分を有する土地につきAがその所有者をAのみとする登記をした場合、Bは、Aに対し、A、B及びCの3名の持分を各3分の1とする更正登記手続を求めることができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第6問〕（配点：2）

担保物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 6]）

- ア. 動産先取特権は、動産質権に優先する。
- イ. 建物が存する土地について抵当権が設定された場合において、その抵当権者と抵当権設定

者との特約で、その土地上の建物にも抵当権の効力を及ぼすことができる旨の合意がされたときは、その土地の抵当権は、土地の上に存するその建物にも及ぶ。

ウ。一般の先取特権者は、不動産以外の財産の代価に先立って不動産の代価が配当される場合を除き、まず、不動産以外の財産から弁済を受け、なお不足があるのでなければ、不動産から弁済を受けることができない。

エ。抵当権は、永小作権を目的として設定することができる。

オ。動産売買先取特権と動産質権が競合する場合、動産質権は動産売買先取特権より先順位となる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第7問〕（配点：2）

抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいもの組み合わせたものを選びなさい。
（解答欄は、〔No. 7〕）

ア。Aが所有する甲土地の上にBが所有する乙建物があるところ、甲土地にCのために第一順位の抵当権が設定された後、Bが甲土地の所有権を取得し、甲土地にDのために第二順位の抵当権を設定した場合において、Cの抵当権が弁済により消滅し、その後、Dの抵当権の実行によりEが甲土地を取得したときは、法定地上権が成立する。

イ。債務者が所有する不動産に抵当権が設定されている場合、その被担保債権に係る債務について他の者により併存的債務引受がされたときは、当該債務引受によって生じた債権も、その抵当権の被担保債権となる。

ウ。抵当権は、目的物の交換価値を把握する権利であるから、被担保債権額が抵当不動産の価格を上回っていても、物上保証人が抵当不動産の価格に相当する額を弁済すれば、抵当権は消滅する。

エ。A所有の建物について、Bが第一順位の抵当権を、Cが第二順位の抵当権をそれぞれ有している場合、BがAからその建物を買受けた場合であっても、第一順位の抵当権は消滅しない。

オ。AのBに対する債権を被担保債権として、C所有の甲土地について抵当権（「本件抵当権」という。）が設定され、その旨の登記がされている。本件抵当権が根抵当権でない場合において、AがBに対して被担保債権として元本債権のほか3年分の利息債権を有しているときは、Cは、Aに対して、元本債権のほかその最後の2年分の利息債権を弁済すれば、本件抵当権を消滅させることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第8問〕（配点：2）

債権者代位・詐害行為取消に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No. 8]）

1. 判例によれば、債権者が代位権の行使に着手した事実を債務者が知っていたとしても、債務者は、債権者から代位の通知を受けない間は、代位権行使の対象となった権利を自ら行使することができる。
2. 詐害行為取消権は、訴訟において行使しなければならないが、訴えによる必要はなく、抗弁によって行使することもできる。
3. AがBに対して融資をしていたところ、Bがその所有する建物を妻Cに贈与し、その旨の所有権移転登記手続をしたことから、Aが詐害行為取消訴訟を提起した。この場合、Aは、BC間の贈与契約の当時Bが無資力であったことを主張・立証すれば足り、詐害行為取消訴訟の口頭弁論終結時までにはBの資力が回復したことは、Cが主張・立証しなければならない。
4. 詐欺による取消権は、債権者代位の目的とはならない。
5. 贈与が虚偽表示に該当することを知らない転得者との関係において、当該贈与を詐害行為取消権の対象とすることはできない。

〔第9問〕（配点：2）

不動産の売買に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 9]）

- ア. 強制競売の目的物である土地が留置権の目的である場合において、買受人は、そのことを知らず、かつ、そのために買受けをした目的を達することができないときであっても、契約の解除をすることができない。
- イ. 不動産の売買契約と同時に買戻しの特約がなされた場合において、売主が買戻しの実行をしたときは、買主は、売買契約締結後買戻しの実行までの間に取得した果実を売主に返還しなければならない。
- ウ. 買主は、買い受けた不動産について抵当権、先取特権又は質権の登記があるときは、抵当権、先取特権又は質権の消滅請求の手続が終わるまで、その代金の支払を拒むことができる。
- エ. 不動産売買の目的物に瑕疵があった場合、買主が瑕疵があったことを知らずに目的物を買った以上、隠れた瑕疵といえる。
- オ. 賃借地上にある建物の売買契約が締結された場合、売主は、その建物の敷地を目的とする賃借権の譲渡につき賃貸人の承諾を得て、敷地の賃借権を買主に移転する義務を負う。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第10問〕（配点：2）

賃貸借及び使用貸借に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 10]）

- ア. 賃借人は、賃貸借の目的建物の改良のために工事費用を支出した場合において、その価格の増加が現存するときは、その工事について賃貸人から了解を得ていないときであっても、賃貸人の選択に従い、その支出した費用の額又は目的建物の増加額について、賃貸借の終了時にその償還を賃貸人に請求することができる。
- イ. Aを貸主、Bを借主とするA所有の甲建物の使用貸借契約に関して、甲建物に瑕疵があり、Aがそれを知らなかったことについて過失がある場合には、Aは瑕疵担保責任を負う。
- ウ. 不動産の賃貸人が賃借人の意思に反して保存行為をしようとする場合において、そのために賃借人が賃借をした目的を達することができなくなるときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。
- エ. 使用貸借契約上の借主は、契約が終了した場合、目的物を原状に復さなければならないが、借主が目的物に附属させた物を収去するには、貸主の同意を得る必要がある。
- オ. 無断転貸を理由とする解除権は、原賃貸借の賃貸人が転貸借契約が締結されたことを知った時から10年を経過したときは、時効によって消滅する。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第11問〕（配点：2）

委任・寄託・請負・組合等の契約に関する次のアからオの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 11]）

- ア. 委任は、委任者からは、やむを得ない事由がなければ解除することができない。
- イ. 委任者がその委理事務処理の必要上負担した債務を委任者に対し受任者に代わって弁済することを請求する権利については、委任者がこれを受働債権として相殺することはできない。
- ウ. 商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合には、無報酬のときであっても、善良な管理者の注意をもって寄託物を保管する義務を負う。
- エ. 組合の存続期間を定めた場合、各組合員は、脱退することはできないが、やむを得ない事由があるときは、組合の解散を請求することができる。
- オ. 請負契約上の仕事の目的物に瑕疵がある場合において、その瑕疵を修補することが不能であるときは、注文者は、請負契約を解除することができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第12問〕（配点：2）

不法行為・事務管理に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを選びなさい。（解答欄は、[No. 12]）

1. 不法行為による身体傷害の場合、被害者に責任能力が備わっていないときは、その過失を考慮して損害賠償の額を決めることができない。
2. 事務管理の管理者が本人の名でした法律行為の効果は、事務管理の効力として直接本人に帰属する。
3. Aの前方不注意による自動車の運転によってBが重傷を負い、Bを治療したCの過失によってBが死亡した場合において、ACの各行為が共同不法行為になるときであっても、Bの死亡という結果の発生に対するA及びCの寄与の割合をそれぞれ確定することができるときは、Aは、Bの死亡による損害の全額を賠償する責任を負わない。
4. Aが運転するタクシーとBが運転するタクシーが衝突する交通事故（以下「本件事故」という。）が発生し、Aが運転するタクシーの乗客Cが負傷し、Cに300万円の損害が生じた。本件事故についての過失割合は、Aが4割で、Bが6割であり、Cに過失はなかった場合において、BがCに対して損害賠償債務の弁済として100万円の支払いをした場合には、BはAに対し、40万円を求償することができる。
5. 事務管理の管理者は、本人が現に管理に着手するまで、事務管理を継続しなければならない。

〔第13問〕（配点：2）

婚姻に関する次の1から5までの各記述のうち正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 13]）

- ア. AとBが婚姻した場合、Aの父母であるCとDは、Bの兄Eと3親等の姻族になる。
- イ. 未成年の子がいる父母が協議上の離婚をするときは、その子は、当該離婚の合意が成立した時点で15歳に達していれば、離婚後に自らの親権者となるべき者を定めることができる。
- ウ. 夫婦に未成年の子がいる場合には、子の監護に要する費用の分担に関する協議が調わない限り、協議上の離婚をすることができない。
- エ. 協議上の離婚は戸籍法の定めるところにより届け出ることによって効力を生じ、判決による離婚は離婚請求を認容する判決が確定したときに効力を生ずる。
- オ. 婚姻をしていないA男とB女との間に生まれた子Cがあった場合において、AがCを認知しない間にCが死亡した場合、Cに未成年の子Dがあったときは、Dの承諾がなくとも、AはCを認知することができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第14問〕（配点：2）

親子（養子及び実子）に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものを選びなさい。（解答欄は、〔No.14〕）

- ア. 判例によれば、母の夫が服役していた間に母が懐胎したことが明らかな子は夫の子と推定されないから、母も嫡出否認の訴えを提起することができる。
- イ. 15歳未満の者は、その者の法定代理人が本人に代わってする承諾又は家庭裁判所の許可があれば縁組をすることができる。
- ウ. A（30歳）B（30歳）夫婦が、婚姻していないC（42歳）とD（42歳）の間の子E（4歳）を養子にする場合において、CはEを認知し、DはEの親権者である。AB夫婦がEとの間で普通養子縁組をする場合においては、Dの承諾を得るとともに、家庭裁判所の許可を得る必要があるが、Cの同意を得る必要はない。
- エ. 夫婦であるAとBの間に未成年の子Cがいる場合において、AとBが離婚し、BがCの親権者となった後に、BとDが再婚し、CがDの養子となった場合には、BとDがCの親権者となる。
- オ. Aの子Bが相続人の欠格事由に該当し、その相続権を失った場合において、その後、Aの死亡前にBがCを養子とする養子縁組をしたときは、CはAの代襲相続人となる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第15問〕（配点：2）

相続・遺贈に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組み合わせは後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.15〕）

- ア. A及びBがCに対して400万円の連帯債務を負担していたところ、Aが死亡し、その妻D及び子Eが相続した場合、Cは、Eに対して、Aの負担していた400万円の債務全額の支払を請求することができる。
- イ. 嫡出でない子がいる母の死亡による相続について、その子が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人らがその子の存在を知らないまま、既に遺産分割の協議を成立させていたときは、その子は、他の共同相続人らに対し、価額のみによる支払の請求権を有する。
- ウ. 遺言者が遺言において別段の意思を表示していない限り、受遺者は、遺贈の履行を請求することができる時から果実を取得する。
- エ. 贈与の減殺を請求された受贈者は、その返還すべき財産から生じた果実は返還することを要しない。
- オ. 特別受益に当たる贈与について、贈与者である被相続人がその財産の価額を相続財産に算

入することを要しない旨の意思表示（持戻し免除の意思表示）をした場合であっても、その贈与の価額は遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入される。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

短答式試験問題【商法】

〔第16問〕（配点：2）

株式会社の設立に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.16]）

- ア. 発起人のうちの一人が設立時発行株式の株主となる権利を全て失った場合であっても、他の発起人がその引き受けた設立時発行株式について出資の履行をした財産の価額が定款に記載された設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を満たしているときは、株式会社の設立の無効事由とはならない。
- イ. 法人は、発起人及び設立時取締役のいずれにもなることができない。
- ウ. 会社法上の公開会社でない株式会社を設立する場合には、発行可能株式総数を定款で定めなければならないが、発行可能株式総数は、設立時発行株式の総数の4倍を超えてもよい。
- エ. 判例の趣旨によれば、募集設立において払込みの取扱いをした銀行は、払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書を発起人に交付した後は、払い込まれた金銭を株式会社の成立前に発起人に返還したことをもって成立後の株式会社に対抗することができない。
- オ. 設立時募集株式の引受人は、設立時募集株式の払込金額の全額の払込みをする前に設立時募集株式の株主となる権利を譲渡した場合には、当該譲渡を成立後の株式会社に対抗することができないが、当該払込みをした後に設立時発行株式の株主となる権利を譲渡した場合には、当該譲渡を成立後の株式会社に対抗することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第17問〕（配点：2）

株式に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.17]）

- ア. 株券発行会社が株券として会社法所定の要件を満たす文書を作成した場合には、その文書は、株主に交付される前であっても、株券としての効力を有する。
- イ. 会社の承認を得ないで譲渡制限株式を譲渡担保に供した場合には、その譲渡担保権の設定は、契約当事者間においては有効である。
- ウ. 他人の承諾を得てその名義を用いて募集株式の引受けがされた場合には、特段の事情がない限り、その名義の使用を承諾した者が株主となる。
- エ. 新株発行の無効の訴えにおいて、会社法所定の出訴期間の経過後に新たな無効事由を追加して主張することは、許されない。
- オ. 会社と従業員との間で、従業員の退職に際してはその有する当該会社の譲渡制限株式を会社の指定する者に譲渡する旨の合意をした場合には、その合意は、無効である。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第18問〕（配点：2）

株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならないものとされている。株式会社に関する次の1から5までの各規律のうち、この原則の例外としてふさわしくないものはどれか。（解答欄は、〔No. 18〕）

1. 会社は、既存の株式とは別に、剰余金の配当に関する優先株式を新たに発行し、既存の株式の株主に優先して優先株式の株主に剰余金の配当をすることができる。
2. 会社はその発行する株式を引き受ける者の募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合に、割当てを受ける募集株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
3. 定款に別段の定めがない限り、取締役に対し株主総会の招集を請求した株主の有する議決権が総株主の議決権の100分の3に満たないときは、取締役は、その請求を拒むことができる。
4. 会社法上の公開会社でない会社は、残余財産の分配を受ける権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いをする旨を定款で定めることができる。
5. 会社は、一定の数の株式をもって株主が株主総会において1個の議決権を行使することができる1単元の株式とする旨を定款で定めることができる。

〔第19問〕（配点：2）

株主総会に関する次のアからオまでの各記述のうち、会社支配の公正維持を目的とするものとしてふさわしいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 19〕）

- ア. A株式会社（以下「A社」という。）がその株主であるB株式会社（以下「B社」という。）の議決権の総数の4分の1以上を有する場合には、B社は、A社の株主総会において、議決権を有しない。
- イ. 会社は、自己株式については、株主総会における議決権を有しない。
- ウ. 取締役会設置会社においては、株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- エ. 単元未満株主は、その有する単元未満株式について、株主総会において議決権を行使することができない。
- オ. 判例の趣旨によれば、会社は、定款の定めによって、株主総会における議決権行使の代理人の資格を当該会社の株主に限ることができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第20問〕（配点：2）

取締役会設置会社の機関に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 20]）

- ア. 取締役会の決議は、定款の定めにより、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の3分の2以上に当たる多数をもって行うこととすることができる。
- イ. 取締役を選任する株主総会の決議の定足数は、定款の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1とすることができる。
- ウ. 会社は、定款の定めにより、会計参与を取締役会の決議によって選任するものとするところである。
- エ. 判例によれば、代表取締役の解職に関する取締役会の決議について、その代表取締役は、議決に加わることができない。
- オ. 監査役が3人いる場合には、そのうちの2人の同意により、職務を怠った会計監査人を解任することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第21問〕（配点：2）

取締役及び取締役会に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 21]）

- ア. 取締役会の定足数は、開会時に充足されただけでは足りず、討議及び議決の全過程を通じて維持されなければならない。
- イ. 代表取締役の解職に関する取締役会の決議については、その決議がその代表取締役に告知されて初めて解職の効果が生ずる。
- ウ. 代表取締役が取締役会の決議を経ないで重要な業務執行に該当する取引をした場合には、特段の事情がない限り、その会社以外の者も、取締役会の決議を経ないことを理由とするその取引の無効を主張することができる。
- エ. 取締役会を構成する取締役は、社外取締役であっても、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役による会社の業務執行一般につき、これを監視する職務を有する。
- オ. 取締役会の開催に当たり、取締役の一部の者に対する招集通知を欠いた場合において、その取締役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情があるときは、その決議は有効である。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第22問〕（配点：2）

株式会社の役員等の損害賠償責任に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 22]）

- ア. 監査役会設置会社においては、取締役は、定款を変更して当該監査役会設置会社が責任限定契約を社外取締役と締結することができる旨の定款の定めを設ける議案を株主総会に提出するには、各監査役の同意を得なければならない。
- イ. 取締役会設置会社の取締役が取締役会の承認を受けずに自己のために当該取締役会設置会社と取引をしたときは、当該取引によって当該取締役が得た利益の額は、当該取締役がその任務を怠ったことによって当該取締役会設置会社に生じた損害の額と推定される。
- ウ. 執行役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったことにより第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、監査委員である取締役もその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったことにより当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とされる。
- エ. 監査役は、監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載をしたときは、当該記載をすることについて注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- オ. 株式会社の取締役が第三者のために当該株式会社と取引をした場合において、当該取締役がその任務を怠ったことによって当該株式会社に損害が生じたときは、当該取締役の当該株式会社に対する損害賠償責任は、任務を怠ったことが当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第23問〕（配点：2）

株式会社の資本金の額に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 23]）

- ア. 取締役会設置会社が資本金の額を減少する場合において、減少する資本金の額の全部を準備金とするときは、その資本金の額の減少については、株主総会決議を要せず、取締役会決議によってこれを行うことができる。
- イ. 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社の監査役は、資本金の額の減少の無効の訴えを提起することができない。
- ウ. 会社を設立する際に作成すべき定款には、資本金の額を記載し、又は記録しなければならない。
- エ. 会社が資本金の額を減少したときは、その会社は、その本店の所在地のみならず、その支店の所在地においても、変更の登記をしなければならない。
- オ. 会社が資本金の額を減少する場合には、それと同時に株式の発行が行われることにより、その資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額がその日前の資本金の額を下回らな

いときであっても、その会社の債権者は、その資本金の額の減少について異議を述べる
ことができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第 24 問〕（配点：2）

合名会社及び合同会社に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合
わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。（解答欄は、[No. 24]）

- ア. 合名会社が合同会社となるためには、組織変更計画を作成しなければならない。
- イ. 合名会社及び合同会社のいずれにおいても、社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、
会社の業務を執行する。
- ウ. 合名会社は、株式交換完全親会社となることができないが、合同会社は、株式交換完全親
会社となることができる。
- エ. 合名会社及び合同会社は、いずれも、社債を発行することができる。
- オ. 合名会社及び合同会社のいずれにおいても、社員が負う責任は、間接有限責任である。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第 25 問〕（配点：2）

株主代表訴訟の対象となる取締役の責任に関する次のアからオまでの各記述のうち、会社法
が取締役の地位に基づいて取締役に負わせている責任のほか、取締役が会社との取引によって
負担することになった債務についての責任も含まれるという判例の立場と整合するものを組
み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。（解答欄は、[No. 25]）

- ア. 取引上の債務の履行については会社の裁量を認めることが望ましい場合があるので、株主
は、総株主の同意によってのみ免責が可能とされている会社法上の取締役の責任追及のため
にのみ、取締役の責任を追及する訴えを提起することができるかと解すべきである。
- イ. 取締役に対して会社の取得した動産の所有権に基づき当該会社への当該動産の引渡しを求
める訴えは、株主代表訴訟として適法である。
- ウ. 取締役は会社に対して忠実義務を負っており、取締役は、会社との取引によって負担する
ことになった債務についても、会社に対して忠実に履行すべき義務を負う。
- エ. 会社が取締役の責任追及を怠るおそれがあるのは、取締役の地位に基づく責任が追及
される場合に限られないから、取締役が職務遂行とは関係なく会社に対して行った不法行為
に基づいて負うに至った債務についても、株主が取締役の責任を追及する訴えを提起するこ
とができることとする必要がある。
- オ. 取締役が会社に対して責任を負う場合には、役員相互間のなれ合いから会社による取締役
の責任追及が行われないおそれがあるので、会社や株主の利益を保護するため、株主代表訴

訟の制度が設けられている。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第26問〕（配点：2）

株主総会の決議に係る訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 26]）

- ア. 株主総会決議無効確認の訴えに係る請求を棄却する確定判決は、第三者に対しても、その効力を有する。
- イ. 株主総会の招集通知の発出に漏れがあった場合、その程度にかかわらず、株主総会決議不存在確認の訴えを提起することはできない。
- ウ. 株主総会決議無効確認の訴えは、確認の利益を有する限り、誰でも提起することができる。
- エ. 株主総会の決議の方法が法令に違反した場合、株主総会決議無効確認の訴えを提起することができる。
- オ. 株主総会決議取消しの訴えの提起があった場合において、株主総会の招集の手続が定款に違反するときでも、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、その訴えに係る請求を棄却することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第27問〕（配点：2）

商人からその営業又は事業を承継した者の責任に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、「譲渡人」とは営業又は事業を譲渡した者を、「譲受人」とは営業又は事業を譲り受けた者を、それぞれ指すものとする。（解答欄は、[No. 27]）

- ア. ゴルフクラブの名称がゴルフ場の事業主体を表示するものとして用いられている場合において、ゴルフ場の事業が譲渡され、譲渡人が用いていたゴルフクラブの名称を譲受人が引き続き使用しているときであっても、譲渡人の商号を譲受人が引き続き使用していないときは、譲受人は、譲渡人の事業によって生じた債務を弁済する責任を負わない。
- イ. 譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負うとの商法の規定の趣旨は、当該債務の債権者において、同一の営業主体による営業が継続しているものと信じたり、営業主体の変更があったけれども譲受人により譲渡人の債務の引受けがされたと信じたりすることが通常的事態と考えられるため、そのような信頼を保護することにある。
- ウ. 新設分割により新設分割会社の事業を承継した新設分割設立会社は、新設分割会社の商号を引き続き使用する場合であっても、新設分割会社の事業によって生じた債務を弁済する責

任を負わない。

エ. 営業の現物出資を受けて設立された会社が現物出資をした商人の商号を引き続き使用する場合には、当該会社は、当該商人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負う。

オ. 「霞が関商事合同会社」から事業を譲り受けた会社が「新霞が関商事株式会社」の商号を使用するときは、譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用する場合に当たらず、譲受人は、譲渡人の事業によって生じた債務を弁済する責任を負わない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第28問〕（配点：2）

個人商人及び商行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 28]）

ア. 商行為によって生じた債務に係る債権が指図債権である場合でも、その債務の履行をすべき場所がその行為の性質又は当事者の意思表示によって定まらないときは、その債務の履行は、債権者の現在の営業所においてしなければならない。

イ. 商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、その他人が商人であるか否かにかかわらず、相当な報酬を請求することができる。

ウ. 保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるときは、主たる債務者及び保証人が各別の行為によって債務を負担したときでも、その債務は、各自が連帯して負担する。

エ. 商人間の売買において、買主がその目的物の受領を拒んだために売主が相当の期間を定めて催告をした後にその物を競売に付したときは、売主は、遅滞なく、買主に対してその旨の通知を発しなればならず、これを怠ったときは、その競売は、無効となる。

オ. 商人である隔地者の間において承諾の期間を定めないで契約の申込みを受けた者が相当の期間内に承諾の通知を発しなかったときは、その申込みは、効力を失う。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第29問〕（配点：2）

手形は、主として「信用の手段」として規律され、小切手は、主として「支払の手段」として規律されている。次の1から5までの各記述のうち、このことと関係がないものはどれか。（解答欄は、[No. 29]）

1. 小切手の支払呈示期間は、原則として振出日の日付から10日以内とされているが、一覧払手形の支払呈示期間は、原則として振出日の日付から1年内とされている。

2. 為替手形においては、支払人が引受けをすることができるが、小切手においては、支払人が引受けをすることはできない。

3. 小切手においては、支払人が銀行その他の金融機関に限られ、かつ、振出人は、その支払人の下に小切手の支払に充てられるべき資金を有していなければならないが、為替手形においては、そのような制約はない。
4. 手形においては、満期の定め方として一覧払のほか確定日払、日附後定期払及び一覧後定期払も認められるが、小切手においては、一覧払しか認められない。
5. 約束手形の振出人は、第一次的な支払義務を負うが、小切手の振出人は、支払人が支払拒絶をしたことを条件とする支払義務を負うにとどまる。

〔第30問〕（配点：2）

約束手形の遡求に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 30]）

- ア. 裏書人は、遡求義務者にならない場合がある。
- イ. 手形が、振出人AからB、BからC、CからD、DからEに順次裏書によって譲渡され、手形の所持人Eが、裏書人B、C及びDのいずれに対しても遡求をすることができる要件を満たしているが、いまだその請求をしていない場合において、Eが、B、C及びDから同時に遡求金額の支払の申出を受けたときは、Eは、B、C及びDのうち、任意に選んだ者から支払を受けることができる。
- ウ. 判例の趣旨によれば、約束手形の振出人に対する満期前の手形金請求訴訟の提起又は当該訴訟に係る訴状の送達は、裏書人に対する満期後の遡求権行使の要件である支払のための呈示としての効力を有しない。
- エ. 判例の趣旨によれば、手形の所持人が、支払呈示期間内に、振出日が白地である確定日払の手形を、白地を補充しないで支払のため呈示し、支払を拒絶された場合には、支払呈示期間経過後に白地を補充したとしても、遡求をすることができない。
- オ. 判例の趣旨によれば、遡求を受けて受け戻した手形の所持人は、満期の日から3年を経過して振出人の義務について消滅時効が完成した後であっても、前者である遡求義務者に遡求をすることができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

短答式試験問題【民事訴訟法】

〔第31問〕（配点：2）

管轄に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 31〕）

- ア. 裁判所は、訴訟についてその裁判所の専属管轄とする旨の合意がある場合には、訴訟の著しい遅滞を避けるためであっても、その訴訟を他の管轄裁判所に移送することはできない。
- イ. 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、その申立ての前に被告が本案について弁論をしていない限り、当該訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。
- ウ. 簡易裁判所は、被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、相手方の申立てがあるときは、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。
- エ. 職分管轄については、当事者双方の合意によって異なる管轄裁判所を定める余地はない。
- オ. 移送の決定に対しては、即時抗告をすることができるが、移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第32問〕（配点：2）

当事者の法定代理人及び訴訟代理人（訴訟委任による訴訟代理人に限る。以下同じ。）に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものを選びなさい。（解答欄は、〔No. 32〕）

- ア. 法定代理人及び訴訟代理人の事実に関する陳述を当事者が直ちに取り消したときは、当該陳述は、その効力を生じない。
- イ. 解任による訴訟代理権の消滅は、本人又は解任された訴訟代理人から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。
- ウ. 複数の訴訟代理人に訴訟委任をした当事者が、各訴訟代理人との間で、各訴訟代理人が単独で訴訟行為をすることができないとの定めをしたときは、各訴訟代理人が単独でした訴訟行為は無効となる。
- エ. 訴訟委任を受けた訴訟代理人が、委任を受けた事件の相手方から提起された反訴に関して訴訟行為をするには、改めて、反訴に関する訴訟委任を受けなければならない。
- オ. 当事者が死亡しても、訴訟代理人の訴訟代理権は消滅しない。

1. ア ウ 2. イ エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第33問〕（配点：2）

訴状の送達に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものを選びなさい。（解答欄は、[No. 33]）

- ア. 訴訟代理人を選任している被告につき、第一審判決正本を、当該訴訟代理人ではなく被告本人に送達することは違法である。
- イ. 訴状の送達は、被告本人に直接交付して行うべきものであり、それができない場合には、公示送達の方法によらなければならない
- ウ. 訴状が被告に送達された後は、訴状を却下することができない。
- エ. 裁判長が補正を命じても訴状の送達をすることができない場合には、その訴状は、命令で、却下される。
- オ. 被告のクレジットカードを無断で使用した被告の同居の妻が、当該使用に係る立替金請求訴訟の訴状等が被告の住所において送達された際、被告不在のため、被告に代わってこれを受領した後に隠匿したことにより、被告が訴え提起の事実を知らないまま被告敗訴の第一審判決が下され、これが確定したときは、当該判決に対して再審の訴えを提起することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ エ

〔第34問〕（配点：2）

訴えに関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 34]）

- ア. 訴訟物が一身専属権である訴訟において、原告が死亡した場合には、訴訟手続は中断せず、訴訟は終了する。
- イ. 訴えの取下げは、被告に訴状が送達された後は、被告の同意を得なければすることができない。
- ウ. 被告が口頭弁論終結後に死亡した場合には、被告に訴訟代理人がいるときを除き、訴訟手続は中断し、裁判所は、受継がされるまで判決を言い渡すことができない。
- エ. 請求を棄却する第一審判決の送達を受けた日の翌日に原告が死亡した場合には、原告に訴訟代理人がいるときを除き、訴訟手続は中断し、控訴期間は進行を停止する。
- オ. 重複する訴えが提起された場合、被告が異議を述べないで本案について弁論をしたときであっても、当該訴えは適法とはならない。

1. ア イ 2. イ ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第 35 問〕（配点：2）

当事者及び訴訟能力に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものはどれか。（解答欄は、[No. 35]）

- ア. 未成年者が営業を許された場合であっても、その営業に関して訴訟行為をするには、法定代理人によらなければならない。
- イ. 株式会社に代表者がいない場合において、当該株式会社に対し訴えを提起しようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、特別代理人の選任を申し立てることができる。
- ウ. 被保佐人が相手方の提起した控訴につき控訴棄却を求める答弁をするには、保佐人又は保佐監督人の同意を要しない。
- エ. 株式会社の代表取締役の職務の執行を停止し、その職務を代行する者を選任する旨の仮処分が発令されている場合、その取締役を選任した株主総会決議が無効であることの確認を請求する本案訴訟において、当該株式会社を代表すべき者は、当該職務を代行する者である。
- オ. 成年被後見人は、日用品の購入に関する訴えを、法定代理人によらずに提起することができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第 36 問〕（配点：2）

当事者適格に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。（解答欄は、[No. 36]）

- ア. 株主 X の提起した株式会社の役員解任の訴えにおいて、当該会社と解任対象とされた役員双方を被告とした場合には、役員に対する訴えは被告適格を欠くものとして却下される。
- イ. 法人でない社団が、団体としての固定資産ないし基本的財産を有しない場合、当該団体に当事者能力が認められる余地はない。
- ウ. X の Y に対する貸金返還請求訴訟において、訴訟物とされている貸金債権を X が訴えの提起後に Z に譲渡したことが明らかとなった場合には、X の訴えが原告適格を欠くものとして却下されることはない。
- エ. ある土地が法人でない社団の所有に属することの確認を求める訴えにつき、当該団体が原告となり認容判決を得る余地はない。
- オ. 判例の趣旨によれば、土地所有者がその所有権に基づいて土地上の建物の共有者を相手方として建物収去土地明渡しを求める訴えを提起する場合には、建物共有者全員を被告にしなければならない。

〔第 37 問〕（配点：2）

争点及び証拠の整理手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものを選びなさい。（解答欄は、[No. 37]）

- ア. 弁論準備手続期日において、証人の採否の決定及び証人尋問をすることができる。
- イ. 弁論準備手続を行う受命裁判官は、調査の囑託、鑑定囑託、文書を提出してする書証の申出及び文書の送付の囑託についての裁判をすることができる。
- ウ. 当事者は、口頭弁論において、準備的口頭弁論の結果を陳述しなければならない。
- エ. 裁判所は、当事者双方の申立てがある場合であっても、相当でないと認めるときは、弁論準備手続に付する裁判を取り消さないことができる。
- オ. 準備的口頭弁論において、裁判所は、争点及び証拠の整理のため必要があると認めるときは、当事者本人の尋問を行うことができる。

〔第 38 問〕（配点：2）

裁判上の自白に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものはどれか。（解答欄は、[No. 38]）

- ア. 所有権に基づく建物明渡請求訴訟において、被告が原告との間で当該建物の賃貸借契約を締結した旨の抗弁を主張し、原告がこれを認める旨の陳述をしたときは、賃貸借契約締結の事実につき裁判上の自白が成立する。
- イ. 土地の無断転貸による解除を理由とする賃貸借契約の終了に基づく土地明渡請求訴訟において、被告が合意解除を理由とする当該賃貸借契約の終了を認める陳述をした場合には、裁判所は、当該賃貸借契約の終了を判決の基礎としなければならない。
- ウ. 貸金返還請求訴訟の原告本人尋問において、被告が抗弁として主張する弁済の事実を原告が認める旨の供述をしたときは、弁済の事実につき裁判上の自白が成立する。
- エ. 所有権に基づく建物明渡請求訴訟において、被告が当該建物の占有は使用貸借契約に基づくものであると主張し、原告が被告の主張を援用して当該使用貸借契約の終了を主張した場合には、被告は、使用貸借契約に関する主張を撤回して、当該建物の占有が賃貸借契約に基づくものであると主張することができない。
- オ. 所有権に基づく動産引渡請求訴訟において、原告が、当該動産を所有していたAからこれを購入したことを主張し、被告が、原告の主張のうちAが当該動産を所有していたことを認

める陳述をした場合には、裁判所は、Aが当該動産を所有していたことを判決の基礎とすることができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第39問〕（配点：2）

証拠調べに関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを選びなさい。（解答欄は、[No. 39]）

1. 鑑定人に書面又は口頭のいずれによって鑑定意見を述べさせるかは、裁判長がその裁量により定める。
2. 当事者が訴訟能力を欠く場合は、その当事者本人を尋問することはできない。
3. 判例によれば、証拠調べが終了した後に当該証拠の申出を撤回することはできない。
4. 証拠保全の申立ては、相手方を指定することができない場合においても、することができる。
5. 裁判所は、証拠調べをするに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは当事者の意見を聴いて決定で証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。

〔第40問〕（配点：2）

文書の成立に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものを選びなさい。（解答欄は、[No. 40]）

- ア. 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書とみなされる。
- イ. 判例の趣旨によれば、Aの氏名が記された印影が私文書中に顕出されている場合には、その文書は、Aを作成者として真正に成立したものと推定される。
- ウ. 当事者が文書の成立の真正を筆跡の対照によって証明しようとする場合において、対照するのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。
- エ. 作成者をAとして提出された借用証書につき、Aが借主欄に署名したことは認められるが、署名後に金額欄の記載が改ざんされたとAが主張する場合には、当該借用証書は、真正に成立したものと推定されない。
- オ. 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第41問〕（配点：2）

訴えに関する次のアからオの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものを選びなさい。
（解答欄は、[No. 41]）

- ア. 判例によれば、控訴審における訴えの変更に対して相手方が異議なく応訴した場合には、請求の基礎に変更があるときであっても、当該訴えの変更は許される。
- イ. 判例の趣旨によれば、いわゆる訴えの交換的変更においては、旧請求について訴えの取下げ及び相手方の同意又は請求の放棄がなくても、旧請求の訴訟係属は消滅する。
- ウ. A及びBが共有する甲土地について、第三者Cに対し、甲土地がA及びBの共有に属することの確認を求める訴えは、Aが単独で提起することができる。
- エ. 訴えの変更は、相手方の陳述した事実に基づいてする場合であっても、著しく訴訟手続を遅滞させるときは、許されない。
- オ. 中間確認の訴えは、その確認の請求につき他の裁判所の専属管轄とする旨の合意がある場合には、許されない。

1. ア エ 2. イ エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第42問〕（配点：2）

裁判によらない訴訟の終了に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを選びなさい。（解答欄は、[No. 42]）

- ア. 離婚請求訴訟において、被告は、請求の認諾をすることができない。
- イ. 請求の認諾は、相手方が出頭していない口頭弁論の期日においてもすることができる。
- ウ. 請求の放棄をする旨の書面が期日外に裁判所に提出されても、当事者が口頭弁論の期日に出席し、その旨を陳述しなければ、請求の放棄の効力は生じない。
- エ. 訴えの取下げは、和解の期日において口頭ですることができる。
- オ. 訴えは、控訴審では取り下げることができない。

1. ア ウ 2. イ ウ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第43問〕（配点：2）

判決の効力に関する次の1から5までの各記述のうち誤っているものを選びなさい。（解答欄は、[No. 43]）

- ア. X Y間の甲土地の売買契約が錯誤により無効であるとしてXがYに対して提起した所有権に基づく所有権移転登記抹消登記手続を求める訴えに対し、要素の錯誤がないとして、請求を棄却する判決が確定した場合に、YがXに対して当該売買契約に基づき甲土地の引渡しを求める後訴において、Xが要素の錯誤の存在を主張することは、前訴の確定判決の既判力に抵触し、許されない。
- イ. 給付訴訟において請求を棄却する判決は、確認判決である。
- ウ. 土地賃貸人から提起された借地上に建物を所有する土地賃借人に対する建物収去土地明渡請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、賃借人は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、建物買取請求権を行使し、その効果を異議の事由として主張することができる。
- エ. 土地の所有権確認訴訟において請求を棄却する判決が確定したときは、原告が当該土地の所有権を有しないことが既判力をもって確定されるが、被告がその土地の所有権を有することが確定されることはない。
- オ. 金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、借主は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、当該貸金返還請求訴訟の事実審の口頭弁論終結前に相殺適状にあった貸主に対する債権を自働債権とし、当該貸金返還請求訴訟に係る貸金債権を受働債権とする相殺の意思表示をし、その効果を異議の事由として主張することができない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第44問〕（配点：2）

控訴に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを選びなさい。（解答欄は、[No. 44]）

- ア. 裁判所は、控訴審の第一回口頭弁論期日において初めて提出された攻撃又は防御の方法を、時機に後れたものとして却下することはできない。
- イ. 第一審判決がその理由によれば不当である場合においても、他の理由により正当であるときは、控訴裁判所は、控訴を棄却しなければならない。
- ウ. 控訴の取下げには、相手方の同意を要しない。
- エ. 被告が第一審で請求棄却を求めた場合において、訴えを却下する判決が言い渡されたときは、被告には控訴の利益が認められない。
- オ. 請求の客観的予備的併合がされている場合において、主位的請求を認容し、予備的請求に

対する判断をしなかった第一審判決に対し、被告が控訴したときは、控訴裁判所は、主位的請求を棄却するとの判断をした上、予備的請求について判断をすることができる。

1. アイ 2. アエ 3. ウオ 4. ウエ 5. エオ

〔第45問〕（配点：2）

簡易裁判所における100万円の貸金返還請求訴訟の手続に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを選びなさい。（解答欄は、[No. 45]）

1. 証拠調べは、即時に取り調べるることができる証拠に限ってすることができる。
2. 訴訟の目的の価額が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えは、簡易裁判所における少額訴訟によらなければならない。
3. 被告は、反訴を提起することができない。
4. 口頭弁論は、相手方が準備をしなければ陳述をすることができないと認めるべき事項についても、書面で準備する必要はなく、口頭弁論前直接に相手方に通知する必要もない。
5. 訴えは、口頭で提起することができる。

短答式試験問題集
〔憲法・行政法〕

短答式試験問題【憲法】

〔第1問〕（配点：2）

国家公務員法第102条第1項にいう「政治的行為」の意義について判断した最高裁判所の二つの判決（最高裁判所平成24年12月7日第二小法廷判決，刑集66巻12号1337頁及び同1722頁）に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組み合わせを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，[No. 1]）

- ア. 管理職的地位にある公務員が正党機関紙の配布といった殊更に一定の政治的傾向を顕著に示す行動に出た場合には，その指揮命令や指揮監督を通じてその部下等の職務の遂行や組織の運営にもその傾向にそった影響を及ぼすことになりかねず，「政治的行為」に該当する。
- イ. 「政治的行為」とは，公務員の政治的な行為一般ではなく，公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが，観念的なものにとどまらず，現実的に起こり得るものとして実質的に認められるものを指す。
- ウ. 公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが認められるか否かは，諸般の事情を総合して判断する必要があるが，公務員の政治的な行為が勤務外で行われた場合には，そのおそれは存在しないと考えられる。

1. ア○ イ○ ウ○	2. ア○ イ○ ウ×	3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×	5. ア× イ○ ウ○	6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○	8. ア× イ× ウ×	

〔第2問〕（配点：2）

法の下での平等に関する次のアからオまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，誤っているものの組み合わせは，後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No. 2]）

- ア. 条例においては，一定の取締規定を設け，法律による委任の範囲で，その違反に対する罰則を規定することが許されるが，禁錮又は懲役の刑は，全国一律に規律すべきものと解されるので，それぞれの条例の間で法定刑が異なる場合は，憲法第14条に違反する。
- イ. 日本国籍は重要な法的地位であり，父母の婚姻による嫡出子たる身分の取得は子が自らの意思や努力によっては変えられない事柄であることから，こうした事柄により国籍取得に関して区別することに合理的な理由があるか否かについては，慎重な検討が必要である。
- ウ. 併給調整条項の適用により，障害福祉年金を受けることのできる者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別が生じても，両給付が基本的に同一の性格を有し，併給調整に立法裁量があることなどに照らすと，合理的理由のない不当なものとはいえない。
- エ. 子にとって自ら選択できないような事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず，子を個人として尊重し，その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきたという事情は，

嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠が失われたと判断すべき根拠となる。

オ. 憲法第14条第1項の「社会的身分」とは、人が社会において占める継続的な地位をいうから、高齢であることはこれに当たらないので、町長が町職員の余剰を整理する際、高齢のみを基準として対象者を選択しても、平等原則には反しない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第3問〕（配点：3）

信教の自由及び政教分離原則に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合は1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No. 3〕から〔No. 5〕）

ア. 僧侶がその業務として遂行した行為の結果、刑法上の犯罪構成要件に該当することになった場合、その行為の目的や内容に宗教上の意義が認められるときは、たとえそれが著しく社会的妥当性を欠くものであっても、正当な業務行為として処罰の対象とはならない。〔No. 3〕

イ. 国家の非宗教性を定めた政教分離原則は厳格に貫かれるべきであって、仮にそのことによって社会生活の各方面に不都合な事態が生じるとしても、信教の自由の保障を一層確実なものにするためにはやむを得ない。〔No. 4〕

ウ. 市有地が神社の敷地となっており、政教分離原則に違反するおそれがあったことから、その状態を解消するために、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とした地域的活動を行う町内会組織に当該土地を無償譲渡することは、憲法第89条に違反しない。〔No. 5〕

〔第4問〕（配点：3）

学問の自由や大学の自治に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合は1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No. 6〕から〔No. 8〕）

ア. 学問研究は、真理の探究を目的とするので、それが大学で行われる限り、研究テーマについても、研究を遂行する手段・方法についても、制約されない。〔No. 6〕

イ. 大学の自治の保障は、大学の施設や学生の管理に関する自主的な秩序維持の権能には及ぶが、大学の教授その他の研究者の人事に関する自主的な決定権には及ばない。〔No. 7〕

ウ. 大学教授が授業中に行ったその所属学部の執行部への批判を理由として、当該学部が当該教授の授業開講を認めない措置を採るような場合には、学問の自由と大学の自治とが対立的な関係に立つ。〔No. 8〕

〔第5問〕（配点：2）

郵便法違憲判決（最高裁判所平成14年9月11日大法院判決，民集56巻7号1439頁）に関する次のアからウまでの各記述について，当該判決の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組み合わせを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，〔No. 9〕）

- ア．書留郵便物について，郵便業務従事者の故意又は重大な過失によって損害が生じた場合に，国の損害賠償責任を全面的に免除する立法は違憲無効であるが，法律で国が負担すべき賠償額に一定の制限を付することは許される。
- イ．憲法第17条は，公務員の不法行為による国又は公共団体の損害賠償責任を免除又は制限する法律が立法権の裁量を逸脱したものである場合には，これを違憲無効とする効力を持つ規定である。
- ウ．特別送達郵便物について，郵便業務従事者の故意又は重大な過失によって損害が生じた場合に，国の損害賠償責任を免除又は制限する立法は違憲無効であるが，軽過失にとどまる場合には，国の損害賠償責任を免除又は制限することも許される。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第6問〕（配点：3）

生存権とこれを具体化した法制度に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，それぞれ正しい場合は1を，誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に〔No. 10〕から〔No. 12〕）

- ア．憲法第25条にいう「健康で文化的な最低限度の生活」は，きわめて抽象的・相対的な概念であって，その具体的内容は，その時々における文化の発達の程度，経済的・社会的条件，一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるから，国の立法として具体化される場合にも，国の財政事情は考慮されるべきではない。〔No. 10〕
- イ．いわゆる朝日訴訟においては，生活保護法に基づく生活扶助を廃止するとともに医療扶助を変更する旨の保護変更決定について，これを認容した厚生大臣の裁決自体の裁量権の逸脱・濫用が争われたのではなく，生活保護法自体が憲法第25条第1項に違反するとして争われた。〔No. 11〕
- ウ．生活保護法に基づいて生活保護を受けるのは，単なる国の恩恵ないし社会政策の実施に伴う反射的利益ではなく，法的権利であるから，保護基準の改定（老齢加算の廃止）に基づく保護の不利益変更は，その改定自体に正当な理由がない限り違法となる。〔No. 12〕

〔第7問〕（配点：2）

天皇又は皇室に関する次のアからエまでの各記述について、正しいものの二つの組み合わせを後記1から6までの中から選びなさい。（解答欄は、[No. 13]）

- ア. 天皇は、精神もしくは身体の疾患又は事故があるときは、国事行為を委任することができる。この場合には、摂政が天皇の名で国事行為を行う。
- イ. 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することは国会の議決に基づかなければならない、というのが憲法の定める原則である。
- ウ. 天皇が国会開会式に出席した上で述べる「おことば」を国事行為である国会の召集（憲法第7条第2号）と密接に関連する行為として準国事行為と位置付ける見解については、「おことば」について内閣による「助言と承認」を通じたコントロールを及ぼす余地がなくなるという問題点がある。
- エ. 天皇が国会開会式に出席した上で述べる「おことば」は国事行為である「儀式を行ふ」（憲法第7条第10号）に含まれるという見解については、上記「儀式を行ふ」を「儀式を主宰する」という意味に解すると文理上無理があるという問題点がある。

1. ア イ 2. ア ウ 3. ア エ 4. イ ウ 5. イ エ 6. ウ エ

〔第8問〕（配点：3）

選挙に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合は1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に[No. 14] から [No. 16]）

- ア. 判例は、衆議院議員選挙におけるいわゆる1人別枠方式について、小選挙区比例代表並立制の導入に当たり、直ちに人口比例のみに基づいて定数配分を行った場合の影響に配慮するための方策であり、新選挙制度が定着し運用が安定すればその合理性は失われるとしている。
[No. 14]
- イ. 選挙運動の一つの手段である政見放送において、政見放送の品位を損なう言動を禁止した公職選挙法第150条の2の規定に違反する言動がそのまま放送される利益は、法的に保護された利益とはいえず、したがって、上記言動がそのまま放送されなかったとしても、法的利益の侵害があったとはいえない。[No. 15]
- ウ. いわゆる立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持する上で極めて重要であるとして、憲法第15条第1項によって保障されていると解すべきである。[No. 16]

〔第9問〕（配点：2）

憲法第9条に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○を、誤っているものには×を付した場合の組み合わせを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No. 17〕）

- ア. 憲法第9条は、我が国が主権国として持つ固有の自衛権を否定するものではない。憲法前文の趣旨からして、憲法第9条は、国際連合のような国際機関にばかりでなく、他国に安全保障を求めることを禁じるものではない。
- イ. 憲法第9条第2項にいう「戦力」とは、我が国がその主体となって指揮権、管理権を行使し得る戦力をいう。我が国に駐留する外国の軍隊がここにいう戦力に該当するか否かの判断は、裁判所の司法審査権の範囲外である。
- ウ. 憲法第9条は国の基本的な法秩序を示した規定であるから、憲法より下位の法形式による全ての法規の解釈適用に当たって、その指導原理となり得るものであることはいうまでもないが、私法上の行為の効力を直接規律するものではない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第10問〕（配点：3）

内閣及び内閣総理大臣に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合は1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No. 18〕から〔No. 20〕）

- ア. 憲法は閣議について規定していないが、内閣が行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負うとする憲法第66条第3項の趣旨により、会合しないで文書を各大臣間に持ち回って署名を得る持ち回り閣議は許されないとされている。〔No. 18〕
- イ. 内閣は、憲法第73条第1号により法律を執行する義務を負うから、たとえ内閣が違憲と判断する法律であっても、その法律を執行しなければならず、また、最高裁判所が違憲と判断した場合でも、国会がその法律を改廃しない限りは、その執行をしなければならない。〔No. 19〕
- ウ. 内閣総理大臣は、内閣という合議体において、単なる同輩中の首席ではなく、首長の立場にあり、その他の国務大臣の任免権を専権として有する。したがって、文民統制の観点から内閣総理大臣は文民でなければならないとしても、その他の国務大臣が文民である必要はない。〔No. 20〕

〔第11問〕（配点：2）

財政に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○を、誤っているものには×を付した場合の組み合わせを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No. 21]）

- ア. 国会は、予算の議決に際し、減額修正を行うことができるが、内閣に予算の作成提出権が専属していることに照らし、予算の款や項目を削除することは許されない。
- イ. 予算が新年度の開始前に成立しない場合には、内閣は、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を編成し、国会の議決を経ることなく執行することができる。
- ウ. 決算は、予算執行者である内閣の責任を明らかにするとともに、将来の財政計画等に資するために必要とされるものであり、予算と異なり法規範性を有しない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第12問〕（配点：3）

憲法の定める租税法律主義に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に [No. 22] から [No. 24]）

- ア. 課税の根拠法律があるにもかかわらず長年にわたり課税されなかった物については、非課税の慣習法が成立しているとみるべきであるから、新たにその物に課税することは、それがその根拠法律の正しい解釈に基づくものであるとしても、租税法律主義に反する。[No. 22]
- イ. 租税法律主義は、社会全体に対する財やサービスを提供するための資金を租税として強制的に徴収する場合について規定したものであるから、個人への給付に対する反対給付としての性質を有する保険料等については適用がなく、また、その趣旨も及ばない。[No. 23]
- ウ. 租税の賦課は法律又は法律の定める条例によらなければならないが、条例は公選の議員で組織する議会の議決を経て制定される自治立法であるから、一定の範囲内で条例による租税の賦課徴収ができる。[No. 24]

短答式試験問題【行政法】

〔第13問〕（配点：2）

行政上の法律関係に対する民事法の適用に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No. 25]）

ア. 普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約の締結行為であっても、私人間における双方代理と同様の利害状況となることがあり得るから、双方代理を禁じた民法第108条の規定が類推適用されるが、その代表権は執行機関に専属する権限であるから、双方代理行為がされた後に議会の追認の議決があっても、民法第116条の規定を類推適用して本人による追認の効果が生ずるものではない。

イ. 民法第177条は、私経済上の取引の安全を保障するために設けられたものであるから、国税滞納処分による差押えの関係には適用されることはない。

ウ. 国が、勤務中の事故により損害を被った公務員に対して、安全配慮義務違反による損害賠償の義務を負う関係には、会計法第30条は適用されず、当該関係における消滅時効期間については、民法の規定が適用される。

（参照条文）会計法

第30条 金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは5年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第14問〕（配点：3）

行政手続法に関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No. 26] から [No. 29]）

ア. 建築物の建築に係る許認可処分の審査基準において、一定の距離の範囲内に居住する近隣住民の健康や生活環境上の利益の保護を目的とする内容の定めがあるときは、当該処分の取消訴訟における近隣住民の原告適格の判断において、当該審査基準は、それ自体が、原告適格の判断における考慮事項を定める行政事件訴訟法第9条第2項の「関係法令」として考慮の対象となる。[No. 26]

イ. 行政手続法の定めによれば、不利益処分をする際に、理由を示さずに処分をすべき差し迫った必要がある場合には、処分と同時にその理由を提示する必要はない。[No. 27]

ウ。行政手続法の規定により定められ公にされている処分基準において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合であっても、処分基準は行政機関の内部的な指針を定めた内規の性質を有するにとどまるものであるから、当該行政庁が処分基準に定めのない事項に係る事情を考慮して後行の処分につき当該処分基準の定めと異なる取扱いをすることは、当該処分基準の定めにより拘束されるべき特段の事情のない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用として違法となるものではない。

[No. 28]

エ。弁明は、書面を提出して行うことが原則であるが、行政庁が認める場合には、口頭で行うことができる。[No. 29]

〔第 15 問〕（配点：2）

行政指導に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記 1 から 8 までの中から選びなさい。（解答欄は、[No. 30]）

ア。建築主において自己の申請に対する建築確認を留保されたままでの行政指導には応じられないとの意思を真摯かつ明確に表明している場合であっても、行政指導の目的とする公益上の必要性が失われていないときは、行政指導が行われていることを理由に建築確認を留保しても、違法ではない。

イ。行政手続法によれば、口頭で行政指導を行う場合には、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示す必要はなく、行政指導の相手方からこれらを記載した書面の交付を求められたときに、当該行政指導に携わる者がこれらを記載した書面を交付すれば足りる。

ウ。行政指導の相手方は、行政指導が法律に違反することを理由に、行政指導をした行政機関に対し、行政指導の中止その他必要な措置を採るように求めることができる。

1. ア○ イ○ ウ○	2. ア○ イ○ ウ×	3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×	5. ア× イ○ ウ○	6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○	8. ア× イ× ウ×	

〔第 16 問〕（配点：3）

行政裁量に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No. 31] から [No. 34]）

ア。公務員の懲戒処分に関し、裁判所が当該処分の適否を審査するに当たっては、「懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められ

る場合に限り違法であると判断すべきものである」とした最高裁判所の判決は、裁判所が行政庁と同一の立場に立ってした判断と行政庁がした判断との間に食い違いがあれば行政庁の判断を違法と判定する方法を採ったものといえる。[No. 31]

イ. 裁判所は、出入国管理及び難民認定法に基づく、「在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由」があるかどうかに関する法務大臣の判断について、それが違法となるかどうかを審理、判断するに当たっては、上記法務大臣の判断が裁量権の行使としてされたものであることを前提として、その判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により上記判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により上記判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかについて審理し、それが認められる場合に限り、上記判断が裁量権の範囲を超え又はその濫用があったものとして違法であるとすべきものである。[No. 32]

ウ. 公立高等専門学校の校長が学生に対し退学処分を行うかどうかの判断は、校長の合理的な教育的裁量に委ねられるべきものであるが、退学処分は、当該学生を学外に排除することが教育上やむを得ないと認められる場合に限り選択されるべきであり、その要件の認定につき他の処分の選択に比較して特に慎重な配慮が要請される。[No. 33]

エ. 処分を行う行政庁に裁量権が認められる場合でも、処分の理由の提示に不備があったときは、当該処分の取消事由となることがある。[No. 34]

〔第17問〕（配点：2）

行政の諸活動に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No. 35]）

ア. 行政計画とは、行政権が一定の公の目的のために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示するものであるから、行政計画に分類される都市計画決定の内容が私人に対して法的拘束力を有することはない。

イ. 市は、産業廃棄物処理業者との間で公害防止協定を締結する場合には、当該協定において、必要があると認めるときは、市職員をして産業廃棄物処理業者の所有する処理施設に実力で立ち入らせ、検査を行わせることができる旨を定めることができる。

ウ. 行政代執行法は、地方公共団体が条例に基づき即時強制を行うことを禁止する明文の規定を置いている。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第18問〕（配点：3）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という）に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No. 36〕から〔No. 39〕）

- ア. 情報公開法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とするものであるから、行政文書の開示請求権は、外国人には認められていない。〔No. 36〕
- イ. 特定の個人の病歴に関する情報が記録された行政文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので不開示である旨を答えたのでは、そのことだけで当該個人の病歴の存在が明らかになってしまうため、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる。〔No. 37〕
- ウ. 開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負う。〔No. 38〕
- エ. 行政機関の長が、開示請求があった日から30日以内に開示請求に係る行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示をしない旨の決定をしないときは、開示をしない旨の決定があったものとみなされる。〔No. 39〕

〔第19問〕（配点：3）

取消しの訴えに関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No. 40〕から〔No. 43〕）

- ア. 市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物収集運搬業の許可を受けてこれを営んでいるXが、当該区域を対象としてAに対してされた一般廃棄物収集運搬業の許可処分の取消訴訟を提起した事案において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、他の者からの一般廃棄物処理業（一般廃棄物収集運搬業を含む。）の許可の申請に対して市町村長が既存の許可業者の事業への影響を考慮してその許否を判断することを通じて、当該区域の衛生や環境を保持する上でその基礎となるものとして、その事業に係る営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解されるから、XはAに対する上記許可の取消しを求める原告適格を有する。〔No. 40〕
- イ. 建築基準法第59条の2第1項は、建築物の容積率制限、高さ制限に関し、一定規模以上の広さの敷地を有し、かつ、敷地内に一定規模以上の空地を有する場合においては、安全、防火等の観点から支障がないと認められることなどの要件を満たすときに限り、これらの制

限を緩和することを認めている。この規定は、建築物の倒壊、炎上等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物についてその居住者の生命、身体の安全等及び財産としてのその建築物を、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解されるから、同条第1項の総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者は、当該許可の取消しを求める原告適格を有する。[No. 41]

ウ. 都市計画法第29条に基づく開発許可の取消しを求める訴訟の係属中に、許可を受けた開発行為に関する工事が完了し、検査済証が交付されたとしても、当該開発許可が判決で取り消された場合には、違法な開発行為であることが公権的に確定され、その拘束力により都道府県知事等は同法第81条に基づく違反是正命令を発すべき義務を負うことになるから、開発許可の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。[No. 42]

エ. 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合には、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときに限り、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを適法に提起することができる。[No. 43]

〔第20問〕（配点：2）

行政事件訴訟法第3条第2項以下に定める法定抗告訴訟に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No. 44]）

ア. 建築基準法令に違反した建築物の敷地の隣地所有者は、当該建築物が倒壊する危険があるのに特定行政庁が違反是正措置としての処分をしないのは違法であるとして、不作為の違法確認の訴えを適法に提起することができる。

イ. 教職員が職務命令に基づく義務の不存在の確認を求める訴えは、職務命令の違反を理由としてされる蓋然性のある懲戒処分の差止めの訴えを法定の類型の抗告訴訟として適法に提起することができ、その本案において当該義務の存否が判断の対象となるという事情の下では、上記懲戒処分の予防を目的とするいわゆる無名抗告訴訟としては、他に適当な争訟方法があるものとして、不適法である。

ウ. 生活保護開始申請を却下された者は、保護の実施機関において生活保護を開始しないことが裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たるといえるならば、却下処分の取消しの訴えに代えて、生活保護開始決定の義務付けの訴えを適法に提起することができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第21問〕（配点：2）

処分の効力の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）その他の仮の救済に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No. 45]）

ア. 行政庁に対し一定の処分を求める申請を行い、当該行政庁がその処分をすべきであるのにこれがされない場合、当該処分につき仮の義務付けの申立てをするには、併せて不作為の違法確認の訴えを提起するだけでは足りず、更に義務付けの訴えを提起する必要がある。

イ. 執行停止は、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、することができる。

ウ. 裁判所は、仮の差止めを命ずる決定をする場合は、常にあらかじめ相手方の意見を聴かなければならない。

1. ア○ イ○ ウ○	2. ア○ イ○ ウ×	3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×	5. ア× イ○ ウ○	6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○	8. ア× イ× ウ×	

〔第22問〕（配点：3）

国家賠償法に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No. 46] から [No. 49]）

ア. 国家賠償法第1条第1項にいう「その職務を行うについて」に当たるのは、公務員が権限行使の意思をもって行為をした場合に限られ、公務員が自己の利を図る意図をもって行為をした場合は、これに当たらない。[No. 46]

イ. 行政処分が違法であることを理由として国家賠償請求をするについては、あらかじめ当該行政処分について取消し又は無効確認の判決を得なければならないものではなく、このことは、当該行政処分が金銭を納付させることを直接の目的としており、その違法を理由とする国家賠償請求を認容したとすれば、結果的に当該行政処分を取り消した場合と同様の経済的効果が得られるという場合であっても異なる。[No. 47]

ウ. 監獄の長が行った未成年者との面会を拒否する処分が、旧監獄法による委任の範囲を超えた命令に基づいていることを理由として違法とされたとしても、当該命令の適法性につき、長期間にわたって、実務上特に疑いを差し挟む解釈をされたことも裁判上とりたてて問題とされたこともないといった事情があり、監獄の長にとって当該命令が委任の範囲を超えることが容易に理解できなかった場合には、上記の違法を理由とする国家賠償責任は認められない。[No. 48]

エ. 社会福祉法人Aの設置する児童養護施設に、児童福祉法に基づくB県の措置により入所した児童が、施設の職員Cの養育監護上の過失によって、他の入所児童から暴行を受けて負傷した場合であって、Cの養育監護行為が、国家賠償法第1条第1項の適用上、県の公権力の行使に当たる公務員の職務行為とされるときには、C個人が民法第709条に基づく損害賠償責任を負わないのみならず、使用者であるAも同法第715条に基づく損害賠償責任を負わない。[No. 49]

〔第23問〕（配点：2）

損失補償に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No. 50]）

ア. 特別の犠牲について、予防接種による副作用被害が問題となった事案では、生命や身体に対する損害であっても損失補償の対象になり得ると主張された。しかし、このような損失補償による救済を明示的に認めた最高裁判所の判例はない。

イ. 「正当な補償」について、第二次世界大戦後の農地改革をめぐる最高裁判所の判例では、この「正当な補償」の額は、その当時の経済状態において成立すると考えられる価格と完全に一致することを要しないとされた。

ウ. Aの土地が収用される事例において、権利取得裁決により起業者はAの所有する土地を取得することから事業認定の時点ではなく当該裁決の時点における土地取引価格を基準としてAが近傍において被収用地と同等の代替地を取得することができるだけの補償金額が、算定されなければならない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第24問〕（配点：3）

行政不服審査法に関する次のアからエまでの各記述について、法令に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No. 51] から [No. 54]）

ア. 行政不服審査法にいう「処分」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいうところ、弁護士会は、国又は地方公共団体の機関ではなく、「行政庁」には当たらないから、弁護士会が弁護士法の規定に基づいて行う所属弁護士に対する懲戒は、行政不服審査法にいう「処分」には当たらない。[No. 51]

- イ. 行政不服審査法は、国民が簡易迅速な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めるものであるから、審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に書面でしなければならない旨の定めがある場合を除き、口頭ですることができる。[No. 52]
- ウ. 審査請求をするか否かは関係者の自由な判断に委ねられているから、審査請求人は、審理手続が開始され、処分庁等が書面を提出し又は口頭で意見を述べた後であっても、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。[No. 53]
- エ. 行政不服審査法は、国民の権利利益の救済を図るのみならず、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであるから、審査庁は、審査請求に係る処分が違法又は不当であると認めるときは、裁決で、審査請求人の不利益に当該処分を変更することも許される。[No. 54]

短答式試験問題集
〔刑法・刑事訴訟法〕

短答式試験問題【刑法】

〔第1問〕（配点：2）

公務執行妨害罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No. 1]）

1. 窃盗犯人甲は、その窃盗行為を目撃した警ら中の制服警察官乙からその窃盗の機会に現行犯逮捕されそうになり、逮捕を免れるため、乙に対して、その反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加えて抵抗し、そのまま逃走した。甲には事後強盗罪が成立し、これに公務執行妨害罪は吸収されるから、同罪は成立しない。
2. 甲は、飲食店Aで無銭飲食した後、A店店員の通報を受けて同店に臨場した制服の警察官乙の姿を認めるや、乙から事情聴取を受ける前に、その場から逃走する目的で乙を1回殴り、乙がひるんだ隙に同店から逃げた。甲には公務執行妨害罪は成立しない。
3. 甲は、制服警察官乙から職務質問を受けている丙の右手をつかんで引っ張り、その場から一緒に走って逃走したところ、これを追い掛けた乙が、走りながら、丙の肩をつかもうとして手を伸ばしたが、その肩をつかめずにバランスを崩して路上に転倒した。甲の丙に対する行為は乙に対する暴行とはいえないから、甲には公務執行妨害罪は成立しない。
4. 甲は、税務署の職員乙が甲宅において税務調査をしていたところ、乙の近くでその調査を補助していた民間人である丙に対し、「殺すぞ。」などと危害を加える旨申し向け、これにより乙の職務の執行を一時中断させた。甲は乙を直接脅迫したものではないから、甲には公務執行妨害罪は成立しない。
5. 甲は、制服警察官乙から丙が職務質問を受けているのを見て、これをやめさせようと拳大の石塊を乙に向けて投げ、その臀部に命中させたが、乙が職務質問を中断することはなかった。現実には乙の職務の執行を妨害するに至っていないから、甲には公務執行妨害罪は成立しない。

〔第2問〕（配点：3）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No. 2]、[No. 3] 順不同）

1. 甲がAの殺害を乙に教唆したところ、乙はAの殺害を丙に教唆し、さらに、丙はAの殺害を丁に教唆し、丁がAを殺害した。甲には、殺人罪の教唆犯が成立する。
2. 甲は、通常の判断能力がないVの殺害を計画し、Vに対し、首をつつても仮死状態になるだけであり、必ず生き返るとだまして、Vに首をつらせて窒息死させた。甲には自殺関与罪が成立する。
3. 甲は、乙からAの殺害計画を打ち明けられ毒薬の入手を依頼されたことから、毒薬を購入して乙に渡したが、乙は、毒薬での殺害計画を変更し、Aを包丁で刺して殺害した。甲には、殺人予備罪の共同正犯が成立する。

4. 甲と乙は、自分たちのことを日頃ばかにするVを懲らしめてやろうと思い、Vに傷害を負わせる旨共謀をした。そして、甲と乙は、それぞれ、Vに対し、日頃の恨みを言いながら、その身体を殴り付けた。Vは、これに応答して甲らを罵った。すると、乙は、Vの発言に腹を立て、殺意をもって、隠し持っていたナイフでVを刺し殺した。乙に殺人罪が成立する場合、甲には、Vに対する殺意がなくても殺人罪の共同正犯が成立する。
5. 甲と乙は、A方に強盗に入ることを計画し、それぞれ包丁を持ってA方に侵入し、Aを包丁で脅した上、室内を物色していたところ、家人B、Cに犯行を目撃され、甲はBに捕まったが、乙は逮捕を免れるためCの腕を包丁で切り付けて傷害を負わせた。甲には、住居侵入罪のほか強盗致傷罪の共同正犯が成立する。

〔第3問〕（配点：2）

放火の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No. 4]）

1. 甲は、住宅街の駐車場に駐車中の乙所有の自動車を燃やそうと考え、自己の自動車に灯油を積みライターを持って同自動車を運転して同駐車場に向かったところ、その途中、交通事故を起こし、乙所有の自動車に放火することができなかった。この場合、甲には、建造物等以外放火罪の予備罪が成立する。
2. 甲は、乙が居住する乙所有の家屋を燃やそうと考え、同家屋に放火し全焼させたところ、同家屋内で就寝中の乙が焼死した。甲が乙を殺そうと考えて同家屋に放火した場合でも、甲には、法定刑に死刑を含む現住建造物等放火罪のみが成立する。
3. 甲は、山奥で乙を殺害した後、乙の失踪を装うため、乙が一人で居住していた丙所有の家屋を燃やそうと考え、同家屋に放火し全焼させた。同家屋に人がいなかった場合でも、甲には、現住建造物等放火罪が成立する。
4. 甲は不要となった甲所有の自動車を燃やそうと考え、同自動車に放火し全焼させ、公共の危険を生じさせた。甲に公共の危険が生じることについての認識がなかった場合でも、甲には、建造物等以外放火罪が成立する。
5. 甲は、日頃恨みを持っていたVが居住するマンション内部に設置されたエレベーターのかご内に、ガソリンを染み込ませて点火した新聞紙を投げ入れて放火し、エレベーターのかごの内部を焼損させた。甲には現住建造物等放火未遂罪が成立するにとどまる。

〔第4問〕（配点：4）

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に [No. 5] から [No. 9]）

- ア. 甲は、勾留状の執行により拘禁されている未決の被告人であったところ、逃走の目的で拘禁場の換気孔の周辺の壁部分を削り取って損壊したが、いまだ脱出可能な穴を開けるに至らず、逃走行為自体に及ばないうちに検挙された。この場合、甲には加重逃走未遂罪は成立しない。[No. 5]
- イ. 甲は、乙を毒殺する目的で毒入り菓子をお歳暮として郵送するため、郵便局の窓口でその菓子を包んだ小包の郵送を申し込んだが、誤って実際には存在しない住所を宛先として記載したために同小包はどこにも配達されずに甲宅に送り返された。この場合、甲には殺人未遂罪が成立する。[No. 6]
- ウ. 甲は、Xを眠らせてXが左腕に着けていた高級腕時計を外して持ち去ろうと考え、Xに多量の睡眠薬を飲ませたが、Xが眠らなかったため、Xの腕時計に触れることすらできなかった。甲には昏睡強盗未遂罪が成立する。[No. 7]
- エ. 甲は、他人が居住する建物に放火することを企て、30分後に発火して導火材を経て同建物に火が燃え移るように設定した時限発火装置を同建物に設置したが、設定した時刻が到来する前に発覚して同装置の発火に至らなかった。この場合、甲には現住建造物等放火未遂罪は成立しない。[No. 8]
- オ. 甲は、Xに対し、Xの孫を装って電話をかけ、「おじいちゃん。金がなくて困っているの、今から言う俺の口座に100万円を送金して。」と言って現金をだまし取ろうとしたが、その声が孫の声と違うことに気付いたXは、甲から指定された口座に送金しなかった。甲には詐欺未遂罪が成立する。[No. 9]

〔第5問〕（配点：2）

窃盗罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 10]）

- ア. 宿泊客が、旅館の貸与した浴衣を自分のものにしようと考え、これを着用したまま、玄関にいた支配人に「ちょっと向かいのポストまで手紙を出してくる。」と告げ、支配人に「いってらっしゃいませ。」と言われて旅館を立ち去った行為には、窃盗罪は成立しない。
- イ. 民家で火災が発生し、消火活動に参加した者が、一人暮らしだった住人の焼死体に付いていた金のネックレスを発見して自分のものにしようと考え、これを取り外して持ち去った行為には、窃盗罪は成立しない。
- ウ. パチスロ機を誤作動させてメダルを窃取することを共謀した者が、実行者の犯行を隠ぺいするため、実行者の隣で通常の遊戯方法によりメダルを取得した場合、そのメダルを被害品とする窃盗罪は成立しない。
- エ. 甲が、乙から封かんされた現金20万円入りの封筒を渡されてそれを丙に届けるように依頼されたが、丙方に向かう途中で封筒内の現金が欲しくなり、封を開いて封筒に入っていた現金のうち5万円を取り出してこれを自己のものとし、残りの現金が入った封筒を丙に交付

した場合、取り出した5万円について窃盗罪が成立する。

オ. 甲が、満員電車に乗っていた際、隣の席に座っていた見ず知らずの乙が財布を座席に置き忘れたままX駅で下車したのを目撃し、乙の財布とその中身を自己のものにしようと考え、次のY駅に到着した時点で乙の財布を取得した上、同駅で下車し自宅に持ち帰った場合、窃盗罪が成立する。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第6問〕（配点：2）

責任能力に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No. 11]）

1. 13歳の少年であっても、事物の是非善悪を弁識する能力及びその弁識に従って行動する能力が備わっていれば、責任能力が認められることがある。
2. 心神耗弱は、責任能力が著しく減退しているにすぎないから、その刑を減輕しないこともできる。
3. 精神の障害がなければ、心神喪失又は心神耗弱と認められる余地はない。
4. 犯行時に事物の是非善悪を弁識する能力が著しく減退していても、行動を制御する能力が十分に保たれていれば、完全責任能力が認められることがある。
5. 裁判所は、責任能力の有無・程度について、専門家たる精神医学者の意見を十分に尊重して判定すべきであるから、精神鑑定の意見の一部だけを採用することは許されない。

〔第7問〕（配点：2）

各種偽造の罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 12]）

- ア. 偽造通貨又は偽造有価証券を行使して相手から金品をだまし取った場合、詐欺罪は偽造通貨行使罪には吸収されるが、詐欺罪と偽造有価証券行使罪とは牽連犯となる。
- イ. 偽造通貨行使罪及び偽造有価証券行使罪の「行使」とは、各客体を真正なものとして使用することをいい、例えば、自己に資力があることを証明するために偽造紙幣又は偽造株券を相手に示すことも「行使」に該当する。
- ウ. 甲は、情を知らずに釣銭として偽造通貨を受け取ったところ、その後、それが偽造通貨であることに気付いたが、行使の目的でそのまま所持した。甲には偽造通貨取得罪が成立する。
- エ. 甲は、行使の目的で、他人が振り出した額面10万円の小切手の金額欄に「0」を加え、額面100万円の小切手に改ざんした。甲には有価証券変造罪が成立する。

オ。弁護士資格のない甲は、X弁護士会に実在する自己と同姓同名の弁護士を装い、これを信じた乙から依頼を受けて弁護士としての業務を行った後、乙から報酬を得るために、「X弁護士会所属 弁護士甲」名義の弁護士報酬請求書を作成した。甲には私文書偽造罪が成立しない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

〔第8問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものはどれか。
（解答欄は、[No. 13]）

1. 過失犯の成立に必要な注意義務は、必ずしも法令上の根拠があることを要しない。
2. 複数の行為者につき、行為者共同の注意義務が観念でき、行為者がその共同の注意義務に違反し、共同の注意義務違反と発生した結果との間に因果関係が認められる場合には、過失犯の共同正犯が成立し得る。
3. 業務上過失致死傷罪の「業務」とは、社会生活上の地位に基づいて反復継続して行われ、または、反復継続して行う意思をもって行われる行為であり、他人の生命・身体等に危害を加えるおそれがあるものをいう。
4. 罰則を定めた特別法の法条に、過失行為を処罰する旨の明文の規定がない場合であっても、当該特別法の目的から、罰則を定めた法条に過失行為を処罰する趣旨が包含されていると認められるときには、同法条が刑法第38条第1項ただし書に規定される特別の規定となり、過失による行為を処罰することが可能である。
5. 過失行為を行った者を監督すべき地位にある者の過失の有無を判断する際には、信頼の原則は適用されない。

〔第9問〕（配点：3）

因果関係に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No. 14]、[No. 15] 順不同）

1. 甲が、Vを突き倒し、その胸部を踏み付ける暴行を加え、Vに血胸の傷害を負わせたところ、Vは、Vの胸腔内に貯留した血液を消滅させるため医師が投与した薬剤の影響により、かねてVが罹患していた結核性の病巣が変化して炎症を起こし、同炎症に基づく心機能不全により死亡した。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がない。
2. 甲が、心臓発作を起こしやすい持病を持ったVを突き飛ばして尻餅をつくように路上に転倒させたところ、Vはその転倒のショックで心臓発作を起こして死亡した。Vにその持病があることを甲が知り得なかった場合でも、甲がVを突き飛ばして路上に転倒させた行為とV

の死亡との間には、因果関係がある。

3. 甲は、Vの頭部を多数回殴打する暴行を加えた結果、Vに脳出血を発生させて意識喪失状態に陥らせた上、Vを放置して立ち去った。その後、Vは、甲とは無関係な乙から角材で頭頂部を殴打される暴行を加えられ、死亡するに至った。Vの死因は甲の暴行により形成された脳出血であり、乙の暴行は、既に発生していた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものであった。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がある。
4. 甲は、ホテルの一室で未成年者Vに求められてその腕に覚せい剤を注射したところ、その場でVが錯乱状態に陥った。甲は、覚せい剤を注射した事実の発覚を恐れ、そのままVを放置して逃走し、Vは覚せい剤中毒により死亡した。Vが錯乱状態に陥った時点で甲がVに適切な治療を受けさせることによりVを救命できた可能性は僅かでもあれば、甲がVを放置した行為とVの死亡との間には、因果関係がある。
5. 甲は、自動車を運転中、過って同車をVに衝突させてVを同車の屋根に跳ね上げ、その意識を喪失させたが、Vに気付かないまま同車の運転を続けるうち、同車の助手席に同乗していた乙がVに気付き、走行中の同車の屋根からVを引きずり降ろして路上に転落させた。Vは、頭部打撲傷に基づくくも膜下出血により死亡したところ、同傷害は、自動車と衝突した際に生じたものか、路上に転落した際に生じたものかは不明であった。この場合、衝突行為とVの死亡との間には、因果関係がある。

〔第10問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No. 16]）

1. 甲は、妻乙が、親族関係にない窃盗犯人丙から盗品であると知りつつ購入した物を、乙から依頼を受け、盗品であると知りつつ、乙の指定した場所まで運んだ。甲は盗品等運搬罪の刑が免除される。
2. 甲は、刑法第41条の刑事未成年である乙が窃取した物を、盗品であると知りつつ、乙から無償で譲り受けた。甲には盗品等無償譲受け罪は成立しない。
3. 甲は、乙からパソコンを預かり保管したが、その1か月後、同パソコンは、乙が丙から窃取したものであることを知ったにもかかわらず、乙のために保管を継続した。この場合、甲には盗品等保管罪が成立する。
4. 甲は、親族関係にない窃盗犯人乙から盗品の保管を依頼された。甲は、同盗品が、甲の実父丙の自宅から窃取された丙所有の物であると知りつつ、乙からの依頼を受け入れて、同盗品を保管した。甲は盗品等保管罪の刑が免除される。
5. 甲は、盗品であると知りつつ、窃盗犯人乙から依頼を受けて保管していた宝石を乙に返却した後、改めて乙から依頼を受け、預かった同宝石を事情を知らない丙に売却した。甲には盗品等有償処分あっせん罪のみが成立する。

〔第11問〕（配点：2）

正当防衛及び緊急避難に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No. 17]）

1. 刑法第36条にいう「急迫」とは、法益が侵害される危険が切迫していることをいい、被害の現在性を意味するものではない。
2. 正当防衛が成立する行為に対しては、正当防衛が成立する余地はない。
3. 自然現象によって生じた法益侵害を避けるために第三者の法益を侵害した場合、緊急避難が成立する余地があるが、正当防衛が成立する余地はない。
4. 避難行為から生じた害が避難行為により避けようとした害の程度を超えるが、危難を回避する方法がその避難行為以外に存在しなかった場合には、過剰避難が成立し得る。
5. 相手方から急迫不正の侵害を受け、相手方に反撃を加えた場合、その侵害が相手方の過失に基づくものであれば、正当防衛が成立する余地はない。

〔第12問〕（配点：2）

詐欺の罪に関する次の1から5までの記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No. 18]）

1. 家賃を払う意思も能力もないのに、これがあるように装って大家をだましてアパートの一室を借り受けた場合、刑法第246条第1項の詐欺罪が成立する。
2. 商品買受けの注文の際、代金支払の意思も能力もないのに、そのことを告げることなく、単純に商品買受けの注文をした場合、その注文行為が刑法第246条第1項の詐欺罪における作為による欺罔行為となる。
3. 他人所有の土地を当該他人から買い受けた事実がないのに、当該他人から盗んだ印鑑を押して登記申請に必要な書類を偽造した上、これを登記官に提出し、当該他人に無断で、自己への所有権移転登記を完了させた場合、当該土地についての詐欺罪が成立する。
4. 国や地方公共団体が所有する財物は、刑法第246条第1項の詐欺罪における「財物」には当たらない。
5. 相手方を欺罔して錯誤に陥らせ、これにより相手方から財物の交付を受けたとしても、錯誤に陥ったことに相手方の過失が認められるときには、刑法第246条第1項の詐欺罪は成立しない。

〔第13問〕（配点：2）

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 19]）

- ア. 甲は、Aを殺害しようと考え、Aに向けてけん銃を発射し、弾丸をAに命中させ、Aを死亡させたが、同弾丸は、Aの身体を貫通し、甲が認識していなかったBにも命中し、Bも死亡した。甲にはA及びBに対する殺人罪の故意が認められる。
- イ. 甲は、隣人Aの居宅の玄関前に置いてあった自転車を、Aの所有物と認識して持ち去ったが、実際には、同自転車は無主物だった。甲には遺失物等横領罪が成立する。
- ウ. 覚せい剤が含まれている錠剤を所持していた甲は、同錠剤について、身体に有害で違法な薬物類であるとの認識はあったが、覚せい剤や麻薬類ではないと認識していた。甲には覚せい剤取締法違反（覚せい剤所持）の罪の故意が認められる。
- エ. 甲は、乙との間で、Aに暴行を加えることを共謀したところ、乙は、Aに対して暴行を加えている最中に興奮のあまり殺意を生じ、Aを殺害してしまった。甲には傷害罪の共同正犯が成立するにとどまる。
- オ. 甲は、第三者が起こした交通事故により瀕死の重傷を負い路上に倒れていた乙を、既に死亡していると思って山中に遺棄した。この場合、甲に死体遺棄罪は成立しない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

短答式試験問題【刑事訴訟法】

〔第14問〕（配点：2）

現行犯逮捕に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.20〕）

- ア. 30万円以下の罰金に当たる罪については、犯人の住居又は氏名が明らかでない場合に限り、現行犯逮捕することができる。
- イ. 未遂犯の処罰規定のある犯罪の実行に着手した者については、その犯罪が既遂に達していなくとも、現行犯逮捕することができる。
- ウ. 私人でも、現行犯逮捕することができる。
- エ. 現行犯人の引致を受けた司法警察員は、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任できることを告げなければならない。
- オ. 罪を行い終わってから間がないと認められないときでも、罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があり、急速を要する場合には、現行犯逮捕することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第15問〕（配点：2）

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.21〕）

【事例】

M県N警察署の司法警察員Xは、Vから、甲に宝石をだまし取られた旨の詐欺事件の被害届を受領し、甲に対する内偵捜査を行っていたところ、平成25年3月3日午後2時頃、甲がN市内のコンビニエンスストアで万引きをしたとの通報を受けたことから、同店に急行し、同日午後2時10分、同店にいた甲を窃盗罪の現行犯人として逮捕した。甲は、逮捕後の取調べの際、Xに対し、「コンビニエンスストアで万引きはしていない。」旨供述するとともに、逮捕時に所持していた宝石について、「Vから買ったものであり、だまし取ったものではない。」旨申し立てた。Xは、前記詐欺事件及び前記窃盗事件について、それぞれ関係者の取調べを行うなどした上で、同月5日午後2時に窃盗罪で甲をM地方検察庁に送致する手続きをとり、同日午後2時35分、M地方検察庁検察官Yが甲を受け取った。

【記述】

- ア. 窃盗罪で勾留状が発せられ、これが執行された後に、窃盗罪について勾留の理由又は必要がなくなった場合、Yは、詐欺罪について捜査の必要があることを理由として甲の勾留を継続することは許されない。
- イ. Yが、詐欺罪について甲を逮捕しないまま、窃盗罪の事実と詐欺罪の事実を併せて勾留請求した場合、勾留請求を受けた裁判官は、窃盗及び詐欺のいずれについても勾留の理由及び

必要が認められるものと判断すれば、両罪について適法に勾留状を発することができる。

ウ. 甲は、勾留請求を受けたM地方裁判所の裁判官が勾留状を発した場合、これに不服があるときは、同裁判所に対し、その裁判を取り消して勾留請求を却下するよう請求することができる。

エ. Yは、勾留請求を受けたM地方裁判所の裁判官が、犯罪の嫌疑が認められないものとして勾留請求を却下した場合、これに不服があるときでも、同裁判所に対し、その裁判を取り消して甲を勾留するよう請求することは許されない。

オ. Yは、甲に弁解の機会を与え、留置の必要があると判断すれば、平成25年3月6日午後2時35分までに裁判官に勾留を請求すれば足りる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第16問〕（配点：2）

捜査機関の権限に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No. 22]）

1. 司法警察員は、告訴を受けた事件に関する書類及び証拠物について、当該事件について犯罪の嫌疑がないものと思料するときは、検察官に送付しないことができる。
2. 検察官は、司法警察員の取調べに際して任意の供述をした犯行の目撃者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第1回公判期日前に限り、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。
3. 検察官は、司法警察員から送致を受けた事件であっても、捜査の必要があると思料するときは、自ら、搜索差押許可状の発付を受けて、搜索差押えを行うことができる。
4. 司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑に当たる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを検察官ではなく家庭裁判所に送致しなければならない。
5. 司法巡査は、犯罪の捜査について必要があるときは、犯罪の被害者の出頭を求め、これを取り調べるることができる。

〔第17問〕（配点：2）

搜索に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 23]）

ア. 司法警察員は、搜索差押許可状により被疑者の住居を搜索するときは、被疑者の同居人で

ある妻が立ち会う場合であっても、被疑者をこれに立ち合わせなければならない。

イ. 司法警察員は、搜索差押許可状により被疑者以外の者が一人で居住しているアパートの居室を搜索するときに、その者を立ち合わせることができなければ、アパートの管理人を立ち合わせて搜索することができる。

ウ. 司法警察員は、搜索差押許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなくても、日没前に同許可状の執行に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

エ. 司法警察員は、搜索差押許可状により被疑者以外の者の住居を搜索するときは、あらかじめ、その者に執行の日時を通知しなければならない。

オ. 司法警察員は、搜索すべき場所を会社事務所とする搜索差押許可状により同事務所を搜索するときは、同事務所にある金庫内を搜索することはできない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第18問〕（配点：2）

身体検査に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No. 24]）

ア. 捜査機関から鑑定の嘱託を受けた者は、鑑定処分許可状に基づき、身体検査を拒否する者に対して、直接強制として身体検査を行うことができる。

イ. 捜査機関が身体の拘束を受けている被疑者の顔写真を撮影するには、身体検査令状による必要はない。

ウ. 捜査機関が女子の身体を検査する場合、身体検査令状に医師又は成年の女子を立ち合わせる旨の条件が付されていない限り、これらの者を立ち合わせる必要はない。

エ. 捜査機関が人の身体から直接強制として尿を採取するには身体検査令状による必要がある。

オ. 捜査機関が人の着用している下着の中を搜索して物を差し押さえるためには、搜索差押許可状によれば足り、併せて身体検査令状の発付を受ける必要はない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第19問〕（配点：3）

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、アからオの順に [No. 25] から [No. 29]）

- ア. 強制手段とは、有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するものであって、この程度に至らない有形力の行使は、任意捜査においても許容される場合がある。[No. 25]
- イ. 荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送過程下にある荷物について、捜査機関が、捜査目的を達成するため、荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、その荷物に外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察した行為は、任意処分として許される。[No. 26]
- ウ. 捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査においても許容される場合があると解すべきであるが、状況のいかんを問わず常に許容されるものと解すべきではなく、かかる行為は、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況の下で相当と認められる限度でのみ許容される。[No. 27]
- エ. 警察官が、交通取締りの一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などを行うことは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法である。[No. 28]
- オ. 酒気帯び運転の疑いが生じたため、酒気を検知する旨告げたところ、運転者が急に反抗的態度を示し、エンジンのかかっている自動車の運転席に乗り込んで発進させようとしたので、警察官が運転席の窓から手を差し入れエンジンキーを回転してスイッチを切った場合、この行為が適法とされることはない。[No. 29]

〔第 20 問〕（配点：3）

公判手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、アからオの順に [No. 30] から [No. 34]）

- ア. 証人尋問が予定された公判期日に、勾留されている被告人が、召喚を受け、正当な理由がないのに出頭を拒否し、引致しようとする刑事施設職員に暴力を振るって出頭しないときは、裁判所は、被告人が出頭しないまま、その公判期日において証人尋問を行うことができる。[No. 30]
- イ. 弁護人が行った証拠調べに関する異議の申立てについて、裁判所が決定で棄却したのに対し、弁護人は、その判断に不服があるときでも、重ねて異議を申し立てることはできない。[No. 31]
- ウ. 被告人に弁護人があるときは、判決宣告を行うための公判期日に弁護人が出頭しなければ、

裁判所は、判決を宣告することができない。[No. 32]

エ. 同一事件の共犯者である甲と乙が、共同被告人として併合審理を受けている場合、検察官が、乙のためにのみその供述録取書の証拠調べを請求したとき、甲及び甲の弁護人は、これに対して意見を述べる権利がある。[No. 33]

オ. 公判前整理手続に付された事件について、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、検察官の冒頭陳述に引き続き、必ず冒頭陳述をしなければならない。[No. 34]

〔第 21 問〕（配点：3）

次の【事例】は、甲に対する殺人被告事件の冒頭手続における法廷でのやり取りである。この法廷でのやり取りに関する後記アからエまでの【記述】のうち、正しいものは幾つあるか。後記 1 から 5 までのうちから選びなさい。（解答欄は、[No. 35]）

【事 例】

裁判長「それでは開廷します。被告人は証言台の前に立ちなさい。」

裁判長「名前は何と言いますか。」①

被告人「甲と言います。」

裁判長「本籍、住所はどこですか。」

被告人「本籍は、H市I町1番です。住所も同じです。」

裁判長「職業は何ですか。」

被告人「無職です。」

裁判長「生年月日はいつですか。」

被告人「昭和30年1月1日です。」

裁判長「それでは、検察官、起訴状を朗読してください。」

検察官「公訴事実。被告人は、平成20年6月10日ころ、H市I町1番被告人方において、Vに対し、殺意をもって、持っていたナイフでその胸部を突き刺し、よって、同日ころ、同所において、同人を胸部刺傷に基づく失血により死亡させて殺害したものである。罪名及び罰条。殺人。刑法第199条。」②

裁判長「被告人には黙秘権という権利があります。被告人は終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができます。また、言いたいことを言うことができますが、この公判廷での被告人の陳述は、被告人にとって不利益な証拠とも利益な証拠ともなることを承知してください。」③

裁判長「それでは、まず被告人に聞きますが、今、検察官が述べた内容に間違いありませんか。」

被告人「間違いありません。」

裁判長「弁護人、御意見はいかがですか。」④

弁護人「被告人と同じです。」

裁判長「それでは、これで冒頭手続を終わり、証拠調手続に入ります。」

【記述】

- ア. ①は、裁判長が、被告人として出頭している者が起訴状に表示された者と同一であるかどうかを確かめるために行った質問の一環であり、こうした人定質問を行うことは法令上要求されている。
- イ. ②は、法令上、検察官が、裁判長の訴訟指揮に基づき、起訴状に記載された公訴事実を要約して告げる方法でも行うことができる。
- ウ. ③は、裁判長が、被告人に対し、言いたいことを言うことができることや、公判廷での陳述が被告人にとって不利益な証拠とも利益な証拠ともなることを告げなくても、法令に違反するものではない。
- エ. ④は、裁判長が、その訴訟指揮によって、弁護人の意見を確かめるために事実上行ったものであり、法令上要求されているものではない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

〔第22問〕（配点：2）

次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No. 36]）

- ア. 被告人又は被疑者の兄弟姉妹は、被告人又は被疑者の意思にかかわらず、弁護人を選任することができる。
- イ. 被告人の国選弁護人の選任は、審級ごとにしなければならない。
- ウ. 国選弁護人は、辞任を申し出ても、裁判所又は裁判官が解任しない限り、弁護人の地位を失わない。
- エ. 被疑者の国選弁護人の選任は、勾留の執行停止により被疑者が釈放された場合にはその効力を失う。
- オ. 被告人の私選弁護人の選任は、弁護士が裁判所にその旨直接申し出る限り、書面による必要はない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第23問〕（配点：2）

保釈に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 37]）

- ア. 裁判所は、犯罪の性質や情状によっては、保証金額を定めずに保釈を許可することができる。
- イ. 勾留されている被告人やその弁護人のみならず、被告人の配偶者や直系の親族も、保釈の請求をすることができる。
- ウ. 保釈が許可されても、保証金（又はこれに代えることを許された有価証券、保証書）が納付されなければ、被告人は釈放されない。
- エ. 裁判所は、保釈中に被告人が他の罪を犯した場合、保釈を取り消さなければならない。
- オ. 裁判員裁判対象事件は、刑事訴訟法第89条第1号の「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」に該当するから、保釈は認められない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第24問〕（配点：2）

自由心証主義に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。
（解答欄は、[No. 38]）

- ア. 経験則は、経験から導き出された事物に関する一般的な法則であるが、一般に承認された科学的法則とは異なり、合理的な判断法則として共有されたものとはいえないので、裁判官が、経験則に反する心証を形成した上で事実を認定することも許される。
- イ. 憲法第38条第3項の「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」という規定は、自白の証明力に対する自由心証を制限したものである。
- ウ. 裁判官が、証人の証言の信用性を判断する際には、その証人の公判廷での供述態度を考慮することができる。
- エ. 裁判員の参加する刑事裁判において、裁判員の関与する判断に関しては、証拠の証明力は、それぞれの裁判官及び裁判員の自由な判断にゆだねる。
- オ. 被告人の精神状態に関する精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合には、その判断の前提となる生物学的、心理学的要素を裁判所が評価することが困難であるため、その意見のとおり認定しなければならない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第25問〕（配点：3）

次の【事例】中の実況見分調書につき、その証拠調べ請求に関して述べた後記アからオまで

の【記述】のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。(解答欄は、アからオの順に [No. 39] から [No. 43])

【事 例】

司法警察員Kは、現住建造物に対する放火事件の捜査として、焼損した建造物につき、その所有者Vを立会人とする見分を行い、実況見分調書を作成した(実況見分調書には、Vの署名・押印のいずれもない)。Vが実況見分の際に建造物の特定の箇所を指し示しながら、Kに対し「ここにAが火を付けるのを見た。」旨説明したので、Kは、その箇所を写真撮影した後、同写真を実況見分調書に添付するとともに、Vの前記説明内容を実況見分調書に記載した。その後、Aが同事件の犯人として起訴された。検察官は、当該被告事件の公判前整理手続において、「建造物の焼損状況」を立証趣旨として実況見分調書の証拠調べを請求した。弁護人は、「Aは犯人ではなく、本件火災はVによる失火が原因である。」旨主張した上、実況見分調書について不同意の意見を述べた。

【記 述】

ア. 弁護人は、裁判長から、不同意意見の理由として実況見分調書が真正に作成されたものであることを争う趣旨であるかについて釈明を求められた場合には、釈明する義務を負う。

[No. 39]

イ. 実況見分調書につき、関連性があるとして証拠能力が認められるためには、Aが犯人であることを疎明する必要がある。[No. 40]

ウ. Kが火災原因の調査、判定に関して学識経験を有しない場合には、実況見分調書が真正に作成されたものであるとは認められない。[No. 41]

エ. 実況見分調書の証拠能力が認められるためには、K及びV両名に対する証人尋問が必要である。[No. 42]

オ. 裁判所は、実況見分調書が真正に作成されたものであることが認められても、実況見分調書におけるVの前記説明内容が記載された部分を、Aが犯人であることを証明する証拠として用いることはできない。[No. 43]

〔第26問〕(配点：2)

刑事事件の上告審に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 44])

ア. 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、憲法の違反があること、憲法の解釈に誤りがあること又は最高裁判所の判例と相反する判断をしたことだけではなく、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があることも、適法な上告理由となる。

イ. 高等裁判所が上告審として裁判権を有する場合がある。

ウ. 上告裁判所は、判決に影響を及ぼすべき法令の違反があつて、原判決を破棄しなければ著

しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

エ. 上告審は純粋な法律審であるから、事実の取調べを行うことはできない。

オ. 上告裁判所は、第二審の判決が最高裁判所の判例と相反する判断をした場合において、その判例を変更して原判決を維持するのを相当とするときは、これを破棄しなくともよい。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

明治大学法曹会
司法試験 予備試験 答案練習会
短答式試験解答

民法 解説

(内訳)

合計 15 問 30 点

第 1 問 正解 5

- ア 平成 25 年第 1 問 肢イ ×
- イ 平成 25 年第 1 問 肢工 ×
- ウ 平成 28 年第 1 問 肢ウ ×
- エ 平成 26 年第 1 問 肢才 ○
- オ 平成 30 年第 2 問 肢ウ ○

第 2 問 正解 4

- ア 平成 27 年第 2 問 肢工 ×
- イ 平成 30 年第 2 問 肢才 ○
- ウ 平成 28 年第 2 問 肢ウ ×
- エ 平成 23 年第 2 問 肢ア ○
- オ 平成 25 年第 2 問 肢ウ ×

第 3 問 正解 3

- 1 平成 26 年第 3 問 肢才 ×
- 2 平成 28 年第 3 問 肢才 ×
- 3 平成 27 年第 3 問 肢 2 ○
- 4 平成 29 年第 3 問 肢ウ ×
- 5 平成 27 年第 3 問 肢 1 ×

第 4 問 正解 2

- ア 平成 28 年第 4 問 肢 3 ○
- イ 平成 25 年第 3 問 肢 2 ×
- ウ 平成 24 年第 4 問 肢 1 ×
- エ 平成 25 年第 3 問 肢 5 ×
- オ 平成 23 年第 3 問 肢 2 ○

第 5 問 正解 4

- ア 平成 23 年第 4 問 肢工 ○
- イ 平成 29 年第 4 問 肢才 ×
- ウ 平成 25 年第 4 問 肢才 ○
- エ 平成 27 年第 5 問 肢 1 ○
- オ 平成 29 年第 4 問 肢イ ×

第 6 問 正解 4

- ア 平成 28 年第 6 問 肢 5 ×
- イ 平成 24 年第 6 問 肢 4 ×
- ウ 平成 25 年第 6 問 肢 2 ○
- エ 平成 30 年第 5 問 肢工 ○
- オ 平成 27 年第 6 問 肢ウ ×

第 7 問 正解 2

- ア 平成 30 年第 6 問 肢ウ ○
- イ 平成 25 年第 7 問 肢 5 ×
- ウ 平成 28 年第 7 問 肢 1 ×
- エ 平成 26 年第 6 問 肢才 ○
- オ 平成 29 年第 6 問 肢ウ ×

第 8 問 正解 3

- 1 平成 24 年第 8 問 肢 2 ×
- 2 平成 26 年第 7 問 肢才 ×
- 3 平成 27 年第 9 問 肢才 ○
- 4 平成 28 年第 9 問 肢工 ×
- 5 平成 30 年第 7 問 肢工 ×

第 9 問 正解 5

- ア 平成 25 年第 11 問 肢才 ×
- イ 平成 29 年第 11 問 肢才 ×
- ウ 平成 26 年第 10 問 肢ウ ○
- エ 平成 23 年第 10 問 肢ア ×
- オ 平成 26 年第 10 問 肢才 ○

第10問 正解 1

- ア 平成26年第11問 肢ウ ○
- イ 平成23年第11問 肢ア ×
- ウ 平成30年第11問 肢工 ○
- エ 平成27年第12問 肢4 ×
- オ 平成24年第10問 肢才 ×

第15問 正解 5

- ア 平成28年第15問 肢工 ×
- イ 平成26年第14問 肢工 ×
- ウ 平成27年第15問 肢工 ○
- エ 平成25年第15問 肢1 ×
- オ 平成29年第14問 肢3 ○

第11問 正解 3

- ア 平成25年第12問 肢1 ×
- イ 平成28年第12問 肢ウ ○
- ウ 平成24年第11問 肢ウ ○
- エ 平成25年第13問 肢4 ×
- オ 平成27年第13問 肢工 ×

第12問 正解 2

- 1 平成23年第12問 肢工 ×
- 2 平成24年第12問 肢イ ○
- 3 平成26年第12問 肢1 ×
- 4 平成29年第12問 肢イ ×
- 5 平成30年第12問 肢4 ×

第13問 正解 5

- ア 平成24年第13問 肢才 ×
- イ 平成23年第13問 肢5 ×
- ウ 平成29年第13問 肢ウ ×
- エ 平成23年第14問 肢ア ○
- オ 平成30年第13問 肢才 ○

第14問 正解 1

- ア 平成25年第14問 肢ウ ×
- イ 平成24年第14問 肢イ ×
- ウ 平成26年第13問 肢ア ○
- エ 平成28年第14問 肢工 ○
- オ 平成30年第14問 肢ウ ○

商法 解説

(内訳)

会社法 11問, 商法総則・商行為法 2問,
手形小切手法 2問

合計 15問 30点

第16問<設立> 正解 4

- ア 平成28年第16問 肢ウ ×
- イ 平成28年第16問 肢ア ×
- ウ 平成28年第16問 肢イ ○
- エ 平成28年第16問 肢才 ○
- オ 平成28年第16問 肢工 ×

第17問<株式> 正解 3

- ア 平成26年第17問 肢イ ×
- イ 平成26年第17問 肢ウ ○
- ウ 平成26年第17問 肢ア ×
- エ 平成26年第17問 肢才 ○
- オ 平成26年第17問 肢工 ×

第18問<株主平等の原則> 正解 1

- 1 平成27年第17問 肢3 ふさわしくない
- 2 平成27年第17問 肢1 ふさわしい
- 3 平成27年第17問 肢4 ふさわしい
- 4 平成27年第17問 肢5 ふさわしい
- 5 平成27年第17問 肢2 ふさわしい

第19問<株主総会> 正解 1

- ア 平成29年第19問 肢才 ふさわしい
- イ 平成29年第19問 肢ウ ふさわしい
- ウ 平成29年第19問 肢イ ふさわしくない
- エ 平成29年第19問 肢ア ふさわしくない
- オ 平成29年第19問 肢工 ふさわしくない

第20問<取締役会設置会社の機関>正解 5

- ア 平成25年第20問 肢工 ○
- イ 平成25年第20問 肢ア ○
- ウ 平成25年第20問 肢才 ×
- エ 平成25年第20問 肢ウ ○
- オ 平成25年第20問 肢イ ×

第21問<取締役及び取締役会>正解 3

- ア 平成26年第21問 肢ウ ○
- イ 平成26年第21問 肢工 ×
- ウ 平成26年第21問 肢才 ×
- エ 平成26年第21問 肢ア ○
- オ 平成26年第21問 肢イ ○

第22問<役員等の損害賠償責任>正解 3

- ア 平成30年第22問 肢イ ○
- イ 平成30年第22問 肢ア ×
- ウ 平成30年第22問 肢才 ○
- エ 平成30年第22問 肢工 ○
- オ 平成30年第22問 肢ウ ×

第23問<資本金> 正解 4

- ア 平成25年第23問 肢ウ ×
- イ 平成25年第23問 肢工 ○
- ウ 平成25年第23問 肢ア ×
- エ 平成25年第23問 肢才 ×
- オ 平成25年第23問 肢イ ○

第24問<合名会社と合同会社> 正解 2

- ア 平成24年第24問 肢才 ×
- イ 平成24年第24問 肢イ ○
- ウ 平成24年第24問 肢ウ ○
- エ 平成24年第24問 肢ア ○
- オ 平成24年第24問 肢工 ×

第 25 問<株主代表訴訟> 正解 4

- ア 平成29年第25問 肢オ 整合しない
- イ 平成29年第25問 肢ア 整合しない
- ウ 平成29年第25問 肢エ 整合する
- エ 平成29年第25問 肢ウ 整合しない
- オ 平成29年第25問 肢イ 整合する

第 30 問<約束手形の訴求> 正解 4

- ア 平成28年第30問 肢ア ○
- イ 平成28年第30問 肢ウ ×
- ウ 平成28年第30問 肢オ ○
- エ 平成28年第30問 肢エ ○
- オ 平成28年第30問 肢イ ×

第 26 問<株主総会決議の瑕疵> 正解 5

- ア 平成23年第26問 肢オ ×
- イ 平成23年第26問 肢ウ ×
- ウ 平成23年第26問 肢ア ○
- エ 平成23年第26問 肢イ ×
- オ 平成23年第26問 肢エ ○

第 27 問<営業譲渡> 正解 1

- ア 平成30年第27問 肢エ ×
- イ 平成30年第27問 肢ア ○
- ウ 平成30年第27問 肢オ ×
- エ 平成30年第27問 肢ウ ○
- オ 平成30年第27問 肢イ ○

第 28 問<個人商人及び商行為> 正解 2

- ア 平成27年第28問 肢エ ×
- イ 平成27年第28問 肢ウ ○
- ウ 平成27年第28問 肢イ ○
- エ 平成27年第28問 肢オ ×
- オ 平成27年第28問 肢ア ○

第 29 問<手形と小切手> 正解 5

- 1 平成24年第29問 肢5 関係がある
- 2 平成24年第29問 肢3 関係がある
- 3 平成24年第29問 肢2 関係がある
- 4 平成24年第29問 肢4 関係がある
- 5 平成24年第29問 肢1 関係がない

民事訴訟法 解説

(内訳)

合計 15 問 30 点

第 3 1 問 正解 2

- ア 平成 24 年第 3 2 問 肢ウ ×
- イ 平成 29 年第 3 1 問 肢4 ○
- ウ 平成 24 年第 3 2 問 肢才 ○
- エ 平成 24 年第 3 2 問 肢イ ○
- オ 平成 29 年第 3 1 問 肢5 ×

第 3 2 問 正解 3

- ア 平成 23 年第 3 4 問 肢2 ×
- イ 平成 25 年第 3 5 問 肢2 ○
- ウ 平成 28 年第 3 2 問 肢工 ×
- エ 平成 28 年第 3 2 問 肢イ ×
- オ 平成 25 年第 3 5 問 肢3 ○

第 3 3 問 正解 1

- ア 平成 27 年第 3 1 問 肢5 ×
- イ 平成 24 年第 3 1 問 肢3 ×
- ウ 平成 26 年第 3 6 問 肢4 ○
- エ 平成 24 年第 3 1 問 肢1 ○
- オ 平成 27 年第 3 1 問 肢3 ○

第 3 4 問 正解 2

- ア 平成 29 年第 3 6 問 肢イ ○
- イ 平成 28 年第 3 5 問 肢イ ×
- ウ 平成 24 年第 3 3 問 肢3 ×
- エ 平成 24 年第 3 3 問 肢5 ○
- オ 平成 28 年第 3 5 問 肢工 ○

第 3 5 問 正解 2

- ア 平成 26 年第 3 2 問 肢3 ×
- イ 平成 25 年第 3 4 問 肢2 ○
- ウ 平成 27 年第 3 2 問 肢2 ○
- エ 平成 27 年第 3 2 問 肢4 ○
- オ 平成 26 年第 3 2 問 肢5 ×

第 3 6 問 正解 4

- ア 平成 25 年第 3 2 問 肢才 ×
- イ 平成 27 年第 3 3 問 肢1 ×
- ウ 平成 25 年第 3 2 問 肢イ ○
- エ 平成 27 年第 3 3 問 肢2 ○
- オ 平成 26 年第 3 1 問 肢4 ×

第 3 7 問 正解 4

- ア 平成 27 年第 4 0 問 肢3 ×
- イ 平成 29 年第 3 7 問 肢2 ○
- ウ 平成 27 年第 4 0 問 肢1 ×
- エ 平成 29 年第 3 7 問 肢3 ×
- オ 平成 29 年第 3 7 問 肢4 ○

第 3 8 問 正解 2

- ア 平成 27 年第 3 9 問 肢4 ○
- イ 平成 29 年第 3 8 問 肢4 ×
- ウ 平成 27 年第 3 9 問 肢2 ×
- エ 平成 29 年第 3 8 問 肢5 ×
- オ 平成 29 年第 3 8 問 肢3 ○

第 3 9 問 正解 2

- 1 平成 24 年第 3 8 問 肢4 ○
- 2 平成 23 年第 4 0 問 肢3 ×
- 3 平成 24 年第 3 8 問 肢1 ○
- 4 平成 26 年第 4 1 問 肢3 ○
- 5 平成 23 年第 4 0 問 肢1 ○

第40問 正解 5

- ア 平成23年第41問 肢5 ×
- イ 平成25年第42問 肢工 ×
- ウ 平成23年第41問 肢3 ○
- エ 平成25年第42問 肢ウ ×
- オ 平成23年第41問 肢1 ○

第45問 正解 5

- 1 平成24年第45問 肢5 ×
- 2 平成28年第44問 肢3 ×
- 3 平成29年第45問 肢才 ×
- 4 平成29年第45問 肢ア ×
- 5 平成24年第45問 肢1 ○

第41問 正解 1

- ア 平成24年第44問 肢5 ○
- イ 平成26年第35問 肢3 ×
- ウ 平成27年第44問 肢2 ×
- エ 平成26年第35問 肢2 ○
- オ 平成24年第44問 肢3 ×

第42問 正解 3

- ア 平成29年第43問 肢5 ×
- イ 平成28年第42問 肢ア ○
- ウ 平成28年第42問 肢工 ×
- エ 平成26年第44問 肢4 ○
- オ 平成26年第44問 肢2 ×

第43問 正解 2

- ア 平成30年第41問 肢4 ×
- イ 平成24年第43問 肢1 ○
- ウ 平成23年第42問 肢1 ○
- エ 平成24年第43問 肢4 ○
- オ 平成23年第42問 肢2 ×

第44問 正解 2

- ア 平成25年第45問 肢3 ×
- イ 平成26年第45問 肢4 ○
- ウ 平成28年第45問 肢3 ○
- エ 平成25年第45問 肢1 ×
- オ 平成30年第44問 肢3 ○

憲法 解説

(内訳)

人権 (公務員, 法の下での平等, 信教の自由, 学問の自由, 国賠請求, 生存権 / 各 1 問) 計 6 問, 統治 (天皇, 選挙, 憲法第 9 条, 内閣, 財政, 租税法律主義 / 各 1 問) 計 6 問

合計 12 問 30 点

第 1 問 < 公務員の人権 > 正解 2

- ア 平成 27 年第 1 問 肢イ ○
- イ 平成 27 年第 1 問 肢ア ○
- ウ 平成 27 年第 1 問 肢ウ ×

第 2 問 < 法の下での平等 > 正解 2

- ア 平成 28 年第 2 問 肢ウ ×
- イ 平成 26 年第 2 問 肢ア ○
- ウ 平成 27 年第 2 問 肢イ ○
- エ 平成 30 年第 2 問 肢ア ○
- オ 平成 27 年第 2 問 肢ア ×

第 3 問 < 信教の自由, 政教分離原則 >

正解 2 / 2 / 1

(2 問正解で部分点 1 点)

- ア 平成 26 年第 3 問 肢イ ×
- イ 平成 27 年第 3 問 肢ウ ×
- ウ 平成 27 年第 3 問 肢ア ○

第 4 問 < 学問の自由, 大学の自治 >

正解 2 / 2 / 1

(2 問正解で部分点 1 点)

- ア 平成 25 年第 4 問 肢ア ×
- イ 平成 25 年第 4 問 肢ウ ×
- ウ 平成 26 年第 5 問 肢ウ ○

第 5 問 < 国家賠償請求 > 正解 6

- ア 平成 24 年第 5 問 肢イ ×
- イ 平成 24 年第 5 問 肢ア ○
- ウ 平成 24 年第 5 問 肢ウ ×

第 6 問 < 生存権 > 正解 2 / 2 / 2

(2 問正解で部分点 1 点)

- ア 平成 29 年第 6 問 肢イ ×
- イ 平成 27 年第 4 問 肢ウ ×
- ウ 平成 26 年第 6 問 肢ウ ×

第 7 問 < 天皇 > 正解 5

- ア 平成 24 年第 7 問 肢ア ×
- イ 平成 24 年第 7 問 肢イ ○
- ウ 平成 28 年第 7 問 肢イ ×
- エ 平成 28 年第 7 問 肢ウ ○

第 8 問 < 選挙 > 正解 1 / 1 / 1

(2 問正解で部分点 1 点)

- ア 平成 30 年第 8 問 肢イ ○
- イ 平成 29 年第 8 問 肢イ ○
- ウ 平成 26 年第 9 問 肢イ ○

第 9 問 < 憲法第 9 条 > 正解 3

- ア 平成 23 年第 8 問 肢ア ○
- イ 平成 23 年第 8 問 肢イ ×
- ウ 平成 23 年第 8 問 肢ウ ○

第 10 問 < 内閣 > 正解 2 / 2 / 2

(2 問正解で部分点 1 点)

- ア 平成 29 年第 10 問 肢ア ×
- イ 平成 28 年第 10 問 肢ウ ×
- ウ 平成 27 年第 9 問 肢ウ ×

第 11 問<財政> 正解 7

- ア 平成 25 年第 11 問 肢ア ×
- イ 平成 25 年第 11 問 肢イ ×
- ウ 平成 25 年第 11 問 肢ウ ○

第 12 問<租税法律主義> 正解 2/2/1

(2 問正解で部分点 1 点)

- ア 平成 26 年第 12 問 肢イ ×
- イ 平成 26 年第 12 問 肢ウ ×
- ウ 平成 26 年第 12 問 肢ア ○

行政法 解説

(内訳)

合計 12 問 30 点

第 13 問【公法・私法】 正解 4

- ア 平成 29 年第 14 問 肢ア ○
- イ 平成 24 年第 13 問 肢ウ ×
- ウ 平成 24 年第 13 問 肢エ ×

第 14 問【行政手続法】

(全問正解で 3 点, 3 問正解で部分点 2 点)

- ア 平成 29 年第 15 問 肢エ 2
- イ 平成 30 年第 15 問 肢エ 1
- ウ 平成 29 年第 15 問 肢ウ 2
- エ 平成 25 年第 14 問 肢ア 1

第 15 問【行政指導】 正解 7

- ア 平成 30 年第 17 問 肢エ ×
- イ 平成 26 年第 16 問 肢ウ ×
- ウ 平成 24 年第 16 問 肢 5 ○※
(平成 28 年第 16 問 肢ア)

※H26 改正により解が変更されたことに注意。

第 16 問【行政裁量】

(全問正解で 3 点, 3 問正解で部分点 2 点)

- ア 平成 25 年第 15 問 肢ウ 2
(平成 24 年第 15 問 肢ウ)
- イ 平成 30 年第 16 問 肢ア 1
- ウ 平成 29 年第 16 問 肢ア 1
- エ 平成 28 年第 15 問 肢イ 1

第 17 問【行政の諸活動】 正解 8

- ア 平成 26 年第 17 問 肢ア ×
- イ 平成 24 年第 17 問 肢ウ ×
- ウ 平成 27 年第 17 問 肢ア ×
(平成 26 年第 17 問 肢イ)

第 18 問【情報公開】

(全問正解で 3 点, 3 問正解で部分点 2 点)

- ア 平成 26 年第 19 問 肢ア 2
- イ 平成 25 年第 17 問 肢ア 1
- ウ 平成 28 年第 18 問 肢ア 1
- エ 平成 28 年第 18 問 肢イ 2

第 19 問【取消訴訟】

(全問正解で 3 点, 3 問正解で部分点 2 点)

- ア 平成 30 年第 21 問 肢ウ 1
- イ 平成 26 年第 20 問 肢ア 1
- ウ 平成 23 年第 18 問 肢ウ 2
- エ 平成 23 年第 19 問 肢ウ 2

第 20 問【抗告訴訟】 正解 6

- ア 平成 24 年第 21 問 肢イ ×
- イ 平成 25 年第 20 問 肢ウ ○
- ウ 平成 24 年第 21 問 肢ア ×

第 21 問【仮の救済】 正解 3

- 1 平成 27 年第 23 問 肢エ ○
- 2 平成 24 年第 22 問 肢イ ×
- 3 平成 25 年第 21 問 肢エ ○

第 22 問【国家賠償法】

(全問正解で 3 点, 3 問正解で部分点 2 点)

- ア 平成 25 年第 22 問 肢イ 2
(平成 30 年第 23 問 肢ウ)
- イ 平成 30 年第 23 問 肢ア 1
- ウ 平成 30 年第 23 問 肢エ 1
- エ 平成 26 年第 23 問 肢ウ 1

第 23 問【損失補償】 正解 2

- ア 平成 29 年第 23 問 肢イ ○
- イ 平成 29 年第 23 問 肢ウ ○
- ウ 平成 24 年第 23 問 肢ウ ×

第24問【行政不服審査法】

(全問正解で3点, 3問正解で部分点2点)

- ア 平成30年第24問 肢ア 2
- イ 平成30年第24問 肢イ 2
- ウ 平成30年第24問 肢ウ 1
- エ 平成30年第24問 肢エ 2

刑法 解説

(内訳)

総論 (共犯の成否, 実行の着手, 責任能力, 過失, 因果関係, 正当防衛・緊急避難, 故意・錯誤/各1問) 計7問, 各論 (公務執行妨害罪, 放火罪, 窃盗罪, 偽造罪, 盗品等に関する罪, 詐欺罪/各1問) 計6問

合計 13問 30点

第1問<公務執行妨害罪> 正解 3

- | | | | |
|---|--------------|----|---|
| 1 | 平成28年第10問(司) | 肢1 | × |
| 2 | 平成23年第8問(予) | 肢2 | × |
| 3 | 平成28年第10問(司) | 肢3 | ○ |
| 4 | 平成28年第10問(司) | 肢2 | × |
| 5 | 平成28年第10問(司) | 肢5 | × |

第2問<共犯の成否> 正解 2/4

※順不同 (部分点なし)

- | | | | |
|---|--------------|----|---|
| 1 | 平成28年第19問(司) | 肢1 | ○ |
| 2 | 平成25年第13問(予) | 肢2 | × |
| 3 | 平成28年第19問(司) | 肢3 | ○ |
| 4 | 平成25年第13問(予) | 肢3 | × |
| 5 | 平成28年第19問(司) | 肢4 | ○ |

第3問<放火罪> 正解 4

- | | | | |
|---|-------------|----|---|
| 1 | 平成29年第8問(予) | 肢1 | × |
| 2 | 平成29年第8問(予) | 肢2 | × |
| 3 | 平成29年第8問(予) | 肢3 | × |
| 4 | 平成29年第8問(予) | 肢4 | ○ |
| 5 | 平成24年第3問(予) | 肢4 | × |

第4問<実行の着手> 正解 2/2/1/2/1

※4問正解で2点

- | | | | |
|---|--------------|----|---|
| ア | 平成23年第13問(予) | 肢工 | × |
| イ | 平成23年第13問(予) | 肢ア | × |
| ウ | 平成27年第1問(予) | 肢1 | ○ |
| エ | 平成23年第13問(予) | 肢才 | × |
| オ | 平成27年第1問(予) | 肢5 | ○ |

第5問<窃盗罪> 正解 2

- | | | | |
|---|-------------|----|---|
| ア | 平成26年第6問(予) | 肢1 | × |
| イ | 平成26年第6問(予) | 肢3 | ○ |
| ウ | 平成26年第6問(予) | 肢5 | ○ |
| エ | 平成30年第5問(予) | 肢ウ | ○ |
| オ | 平成30年第5問(予) | 肢才 | × |

第6問<責任能力> 正解 3

- | | | | |
|---|--------------|----|---|
| 1 | 平成29年第13問(司) | 肢1 | × |
| 2 | 平成27年第11問(予) | 肢4 | × |
| 3 | 平成30年第11問(予) | 肢4 | ○ |
| 4 | 平成30年第11問(予) | 肢3 | × |
| 5 | 平成30年第11問(予) | 肢1 | × |

第7問<偽造罪> 正解 1

- | | | | |
|---|-------------|----|---|
| ア | 平成26年第4問(予) | 肢4 | ○ |
| イ | 平成26年第4問(予) | 肢1 | × |
| ウ | 平成29年第4問(司) | 肢3 | × |
| エ | 平成29年第4問(司) | 肢4 | ○ |
| オ | 平成29年第4問(司) | 肢5 | × |

第8問<過失> 正解 5

- | | | | |
|---|--------------|----|---|
| 1 | 平成28年第11問(司) | 肢5 | ○ |
| 2 | 平成25年第15問(司) | 肢4 | ○ |
| 3 | 平成25年第15問(司) | 肢2 | ○ |
| 4 | 平成25年第15問(司) | 肢1 | ○ |
| 5 | 平成25年第15問(司) | 肢5 | × |

第9問<因果関係> 正解 2 / 3

※順不同(部分点なし)

- | | | | |
|---|-------------|----|---|
| 1 | 平成29年第1問(予) | 肢2 | × |
| 2 | 平成28年第7問(予) | 肢2 | ○ |
| 3 | 平成29年第1問(予) | 肢5 | ○ |
| 4 | 平成28年第7問(予) | 肢5 | × |
| 5 | 平成29年第1問(予) | 肢3 | × |

第10問<盗品等に関する罪> 正解 3

- | | | | |
|---|--------------|----|---|
| 1 | 平成29年第12問(司) | 肢才 | × |
| 2 | 平成29年第12問(司) | 肢ウ | × |
| 3 | 平成23年第17問(司) | 肢4 | ○ |
| 4 | 平成29年第12問(司) | 肢工 | × |
| 5 | 平成29年第12問(司) | 肢イ | × |

第11問<正当防衛・緊急避難> 正解 5

- | | | | |
|---|-------------|----|---|
| 1 | 平成24年第2問(予) | 肢1 | ○ |
| 2 | 平成28年第1問(予) | 肢5 | ○ |
| 3 | 平成29年第5問(司) | 肢5 | ○ |
| 4 | 平成24年第9問(司) | 肢5 | ○ |
| 5 | 平成28年第1問(予) | 肢4 | × |

第12問<詐欺罪> 正解 2

- | | | | |
|---|--------------|----|---|
| 1 | 平成25年第8問(予) | 肢2 | × |
| 2 | 平成25年第8問(予) | 肢3 | ○ |
| 3 | 平成30年第12問(司) | 肢5 | × |
| 4 | 平成25年第8問(予) | 肢1 | × |
| 5 | 平成25年第8問(予) | 肢4 | × |

第13問<故意・錯誤> 正解 2

- | | | | |
|---|--------------|----|---|
| ア | 平成25年第7問(予) | 肢5 | ○ |
| イ | 平成24年第12問(予) | 肢3 | × |
| ウ | 平成25年第7問(予) | 肢4 | × |
| エ | 平成24年第12問(予) | 肢5 | × |
| オ | 平成29年第3問(司) | 肢才 | ○ |

刑事訴訟法 解説

(内訳)

捜査6問, 公訴4問, 公判2問, 上訴1問

合計13問 30点

第14問 正解 2

- ア 平成29年第15問 肢ア ×
- イ 平成29年第15問 肢ウ ○
- ウ 平成29年第15問 肢工 ○
- エ 平成29年第15問 肢才 ○
- オ 平成29年第15問 肢イ ×

第15問 正解 5

- ア 平成27年第16問 肢才 ○
- イ 平成27年第16問 肢イ ○
- ウ 平成27年第16問 肢ウ ○
- エ 平成27年第16問 肢工 ×
- オ 平成27年第16問 肢ア ×

第16問 正解 1

- 1 平成25年第14問 肢2 ×
- 2 平成25年第14問 肢1 ○
- 3 平成25年第14問 肢3 ○
- 4 平成25年第14問 肢4 ○
- 5 平成25年第14問 肢5 ○

第17問 正解 3

- ア 平成23年第16問 肢ア ×
- イ 平成23年第16問 肢工 ○
- ウ 平成23年第16問 肢ウ ○
- エ 平成23年第16問 肢イ ×
- オ 平成23年第16問 肢才 ×

第18問 正解 4

- ア 平成29年第17問 肢ア ×
- イ 平成29年第17問 肢イ ○
- ウ 平成29年第17問 肢ウ ×
- エ 平成29年第17問 肢才 ×
- オ 平成29年第17問 肢工 ○

第19問 正解 1/2/1/1/2

※4問正解で部分点2点

- ア 平成29年第14問 肢ア 1
- イ 平成29年第14問 肢イ 2
- ウ 平成29年第14問 肢ウ 1
- エ 平成29年第14問 肢工 1
- オ 平成29年第14問 肢才 2

第20問 正解 1/1/2/2/1

※4問正解で部分点2点

- ア 平成27年第19問 肢ア 1
- イ 平成27年第19問 肢イ 1
- ウ 平成27年第19問 肢ウ 2
- エ 平成27年第19問 肢工 2
- オ 平成27年第19問 肢才 1

第21問 正解 2

- ア 平成23年第20問 肢ア ○
- イ 平成23年第20問 肢イ ×
- ウ 平成23年第20問 肢ウ ×
- エ 平成23年第20問 肢工 ×

第22問 正解 5

- ア 平成28年第17問 肢ア ○
- イ 平成28年第17問 肢イ ○
- ウ 平成28年第17問 肢工 ○
- エ 平成28年第17問 肢ウ ×
- オ 平成28年第17問 肢才 ×

第 2 3 問 正解 3

ア	平成 2 5 年第 2 0 問	肢ア	×
イ	平成 2 5 年第 2 0 問	肢才	○
ウ	平成 2 5 年第 2 0 問	肢ウ	○
エ	平成 2 5 年第 2 0 問	肢工	×
オ	平成 2 5 年第 2 0 問	肢イ	×

第 2 4 問 正解 2

ア	平成 2 3 年第 2 2 問	肢工	×
イ	平成 2 3 年第 2 2 問	肢イ	○
ウ	平成 2 3 年第 2 2 問	肢ウ	○
エ	平成 2 3 年第 2 2 問	肢ア	○
オ	平成 2 3 年第 2 2 問	肢才	×

第 2 5 問 正解 1 / 2 / 2 / 2 / 1

※ 4 問正解で部分点 2 点

ア	平成 2 7 年第 2 0 問	肢ア	1
イ	平成 2 7 年第 2 0 問	肢イ	2
ウ	平成 2 7 年第 2 0 問	肢ウ	2
エ	平成 2 7 年第 2 0 問	肢工	2
オ	平成 2 7 年第 2 0 問	肢才	1

第 2 6 問 正解 4

ア	平成 2 6 年第 2 6 問	肢ア	×
イ	平成 2 6 年第 2 6 問	肢イ	×
ウ	平成 2 6 年第 2 6 問	肢工	○
エ	平成 2 6 年第 2 6 問	肢ウ	×
オ	平成 2 6 年第 2 6 問	肢才	○